

川崎港緑化基本計画

平成 28 年 9 月

川 崎 市

目次

1.	緑化基本計画の位置づけ	1
1-1	背景と計画の目的	1
1-2	計画の目標	2
1-3	港湾緑地とは	2
1-4	計画の対象	3
2.	上位計画・関連計画	4
2-1	川崎港緑化基本計画の位置づけ	4
2-2	川崎港港湾計画	4
2-3	川崎市総合計画	8
2-4	川崎市緑の基本計画	11
2-5	「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画	13
2-6	浮島1期地区土地利用基本方針	15
2-7	生物多様性かわさき戦略 ～人と生き物 つながりプラン～	17
3.	港湾緑地の現状	18
3-1	港湾緑地の整備状況	18
3-2	港湾緑地の配置の考え方	19
3-3	港湾緑地の特徴	20
4.	目指すべき姿	22
4-1	川崎港港湾緑地の目指すべき姿	22
5.	基本方針	23
5-1	基本的な考え方	23
5-2	基本方針	23
6.	基本計画	25
6-1	港湾緑地のグループ	25
6-2	港湾緑地に求められる機能に関する基本計画	27
	(1) 港湾緑地のグループ分類ごとに配置が望ましい機能	27
	(2) 機能・役割ごとに想定される施設例	28
	(3) 個別の港湾緑地に求められる機能・役割	29
6-3	港湾緑地の活用方策に関する基本計画	36
6-4	港湾緑地の活用を支える施設の維持管理・運営に関する基本計画	39
7.	計画の着実な実施に向けて	41
	参考 新規・拡充港湾緑地の機能配置イメージ図	42
	< 参 考 資 料 >	

1. 緑化基本計画の位置づけ

1-1 背景と計画の目的

平成 26 年 11 月に改訂した「川崎港港湾計画」において、市民からの要望として「海に触れ合う場の提供、交流拠点の充実、景観を良くする緑地整備」との意見が多く見られ、川崎港が担う環境・交流機能として、「快適な港湾環境を創造するため、市民等が海に親しむことのできる開放的な親水空間の創出を図る」との方針が定められました。

本計画は、水際線の開放や環境との共生を考慮した親水空間など、港ならではの求められる機能や港湾緑地の活用方策、緑地活用を支える施設の維持管理・運営などを検討し、市民と港で働く人々に憩いと安らげる場を提供していくことを目的とし、港湾緑地についての今後の指針として、本計画を策定しました。

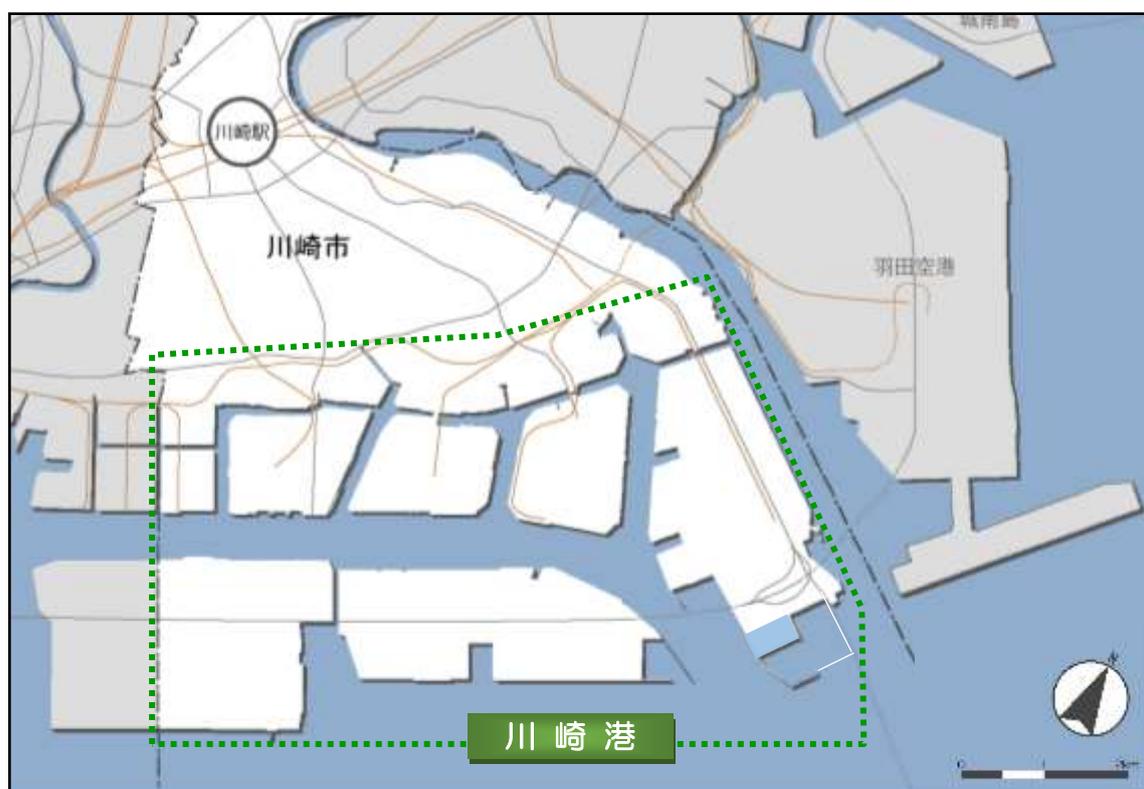


図 1-1 川崎港の位置

1-2 計画の目標

本計画では「川崎港港湾計画」と同様に平成30年代後半での目標達成を目指しています。

1-3 港湾緑地とは

港湾緑地とは、港湾における就労環境や生活環境の向上ならびに良好な自然環境の保全や向上などに資するための港湾環境整備施設、例えば緑地、海浜、植栽、広場、休憩所などのことをいいます。

【 主な緑地の機能 】

● シンボル緑地

港湾のシンボルとなる場として、港湾緑地の中でも中心となる緑地で、広場や教育の場、景観に触れ合える場、他の港湾緑地や隣接都市へのアクセスとしての機能を有する緑地

● 休息緑地

主として、港湾内就業者が休息し、安らぎ、軽いスポーツなどをする場として供される緑地

● 緩衝緑地

港湾建設による自然の後退に伴い環境圧の低減・緩和をするために作り出される緑地

● 修景緑地

港湾に風致美観をそなえることを目的とし、各緑地へのアプローチ動線や歩行者動線に沿って配置される緑道や、環境の保全・快適性の向上を主機能とする緑地

● レクリエーション緑地

港湾内の就業者や港湾周辺地区住民の都市近郊における海浜部での遊びやスポーツの場としての利用を主体とした緑地

1-4 計画の対象

本計画は港湾緑地の求められる機能や活用方策、緑地活用を支える施設の維持管理・運営などに係る計画となりますが、本計画の対象とする港湾緑地は、既設の港湾緑地の他、上位計画や関連計画において緑地などに利用することが位置づけられた地区、川崎港内において老朽化した護岸などの施設のうち、港湾緑地として改修・利用転換が可能な施設を中心とした地区も対象とします。



図 1-2 本計画の対象緑地

2. 上位計画・関連計画

2-1 川崎港緑化基本計画の位置づけ

川崎港緑化基本計画は、上位計画である川崎港港湾計画の港湾環境整備施設計画において緑地としている施設について、港湾緑地の機能・役割等を示す基本的な計画です。

川崎市総合計画に即し、川崎市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である、「川崎市緑の基本計画」や「かわさき臨海のもりづくり緑化推進計画」と連携していきます。

また、他の関連計画についても、整合を図っていきます。

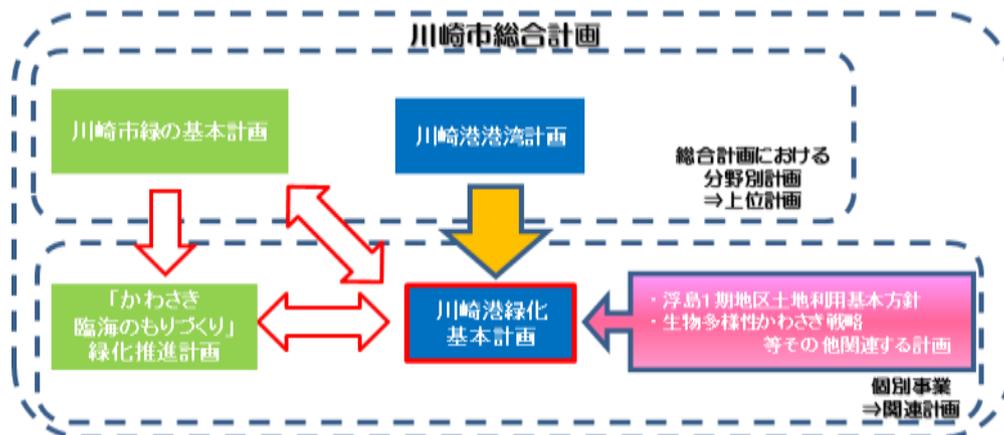


図 2-1 川崎港緑化基本計画の位置づけ

2-2 川崎港港湾計画

(1) 港湾計画とは

- ・ 港湾空間（水域・陸域）において、開発、利用及び保全を行うにあたって指針となる基本計画。
- ・ 概ね10～15年先を目標年次として策定するもの。
- ・ 港湾法第3条の3に規定されている法定計画で、港湾管理者に策定が義務付けられている。

(2) 市民からの川崎港への要請（環境に関する事項を抽出）

※港湾計画を改訂するにあたり、港湾緑地を含む川崎港についてのアンケートを実施。

- ・ 環境に配慮した港
- ・ 親水緑地等で憩い安らげる場
- ・ 市民が海と触れ合える場所を増やす
- ・ 景観を良くする緑地整備

(3) 港湾計画の基本方針

【基本方針（環境・交流機能）】：港湾空間の特色を活かしたアメニティ空間の充実

- ・ 快適な港湾環境を創造するため、市民等が海に親しむことのできる開放的な親水空間の創出を図る
- ・ 建設発生土等を適正に処分する海面処分場を確保するとともに、自然環境と共生する港づくりに取り組む

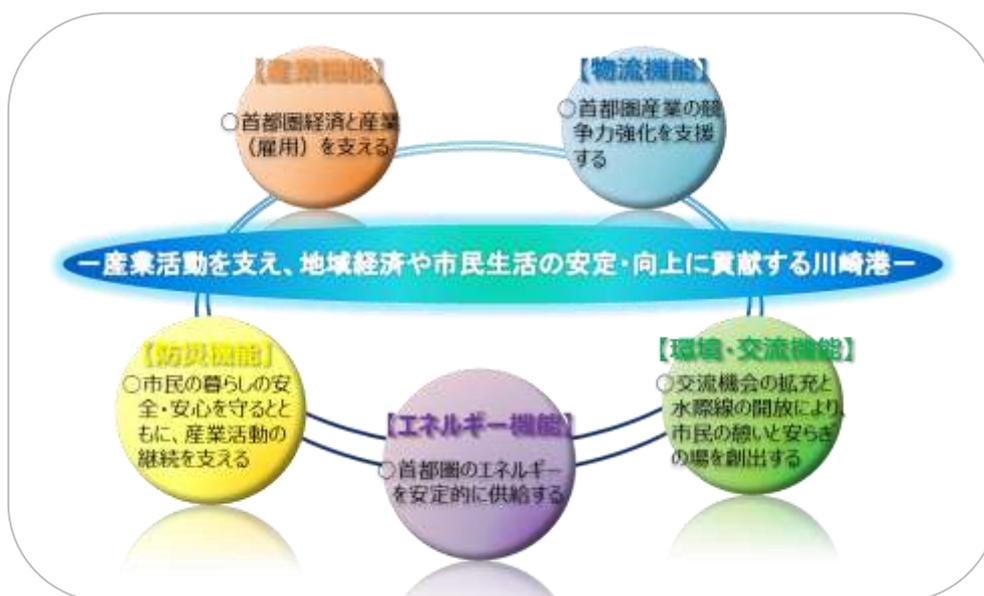


図 2-2 川崎港の役割と将来像

(4) 平成 26 年以前から、港湾環境整備施設計画（港湾緑地）に位置づけている緑地

表 2-1 平成 26 年以前から、港湾環境整備施設（港湾緑地）に位置づけている緑地

地区名	名 称	規 模	状 況	主要な用途
大川・白石町	①白石町緑地	0.2ha	既 設	緩 衝 緑 地
	②大川町緑地	1.5ha	既 設	緩 衝 緑 地
千鳥町	③ちどり公園	5.3ha (うち 3.9ha 既設)	既定計画	休 息 緑 地
	④リフレッシュ緑地(仮称)	0.9ha	既定計画	休 息 緑 地
浮島町	⑤浮島町公園	2.3ha	既 設	そ の 他 緑 地
東扇島	⑥東扇島換気所周辺緑地	1.7ha	既 設	休 息 緑 地
	⑦東扇島北公園	1.2ha	既 設	休 息 緑 地
	⑧東扇島中公園	2.8ha	既 設	休 息 緑 地
	⑨東扇島緑道	4.7ha	既 設	休 息・修景緑地
	⑩東扇島西公園	6.6ha	既 設	休 息・修景緑地
東扇島	⑪東扇島東公園	15.8ha	既 設	シンボル緑地
浮島 1 期	⑫浮島海浜緑地	50.5ha	既定計画	レクリエーション緑地
合 計		93.5ha		

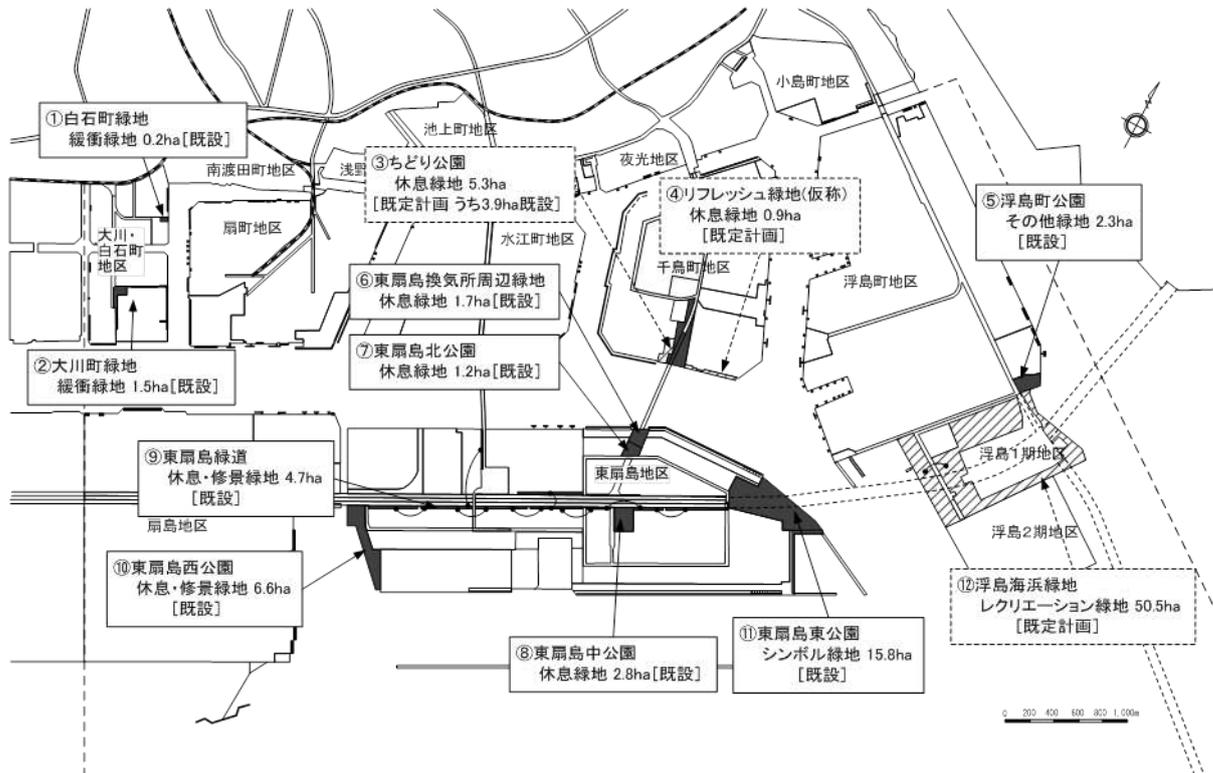


図 2-3 平成 26 年以前に位置づけている港湾緑地の配置図

(5) 平成 26 年改訂時に港湾環境整備施設計画（港湾緑地）に位置づけた緑地

近年、豊かさや潤いを求める市民ニーズが高まる中で、閉ざされた水際線を市民に開放し、活力があり市民に親しまれるウォーターフロントや港湾景観を形成することが社会的な要請となっていますが、川崎港では一般に開放された水際線が少なく、水と親しめる空間が不足しています。

また、臨海部においては工業用地などに特化し、就業者が憩い・くつろげる場も少なく、緑地整備による労働環境の向上が求められており、港湾ならではの景観、水際線の特色を活かした、港湾で働く人や市民などに親しまれる緑地を整備することが必要です。

港湾計画では以下の 3 つの緑地の整備を計画に位置づけています。



図 2-4 港湾計画に位置づけられている緑地

2-3 川崎市総合計画

(1) 計画の概要

「川崎市総合計画」は、本市を取り巻く環境の変化に対応し、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」を実現するために、市政運営の基本的な理念や方針などを体系的にまとめたものです。

(2) 計画の構成

「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造として、社会経済状況の変化などに柔軟に対応していくものです。

また、基本構想に掲げるめざす都市像などを実現するために、中長期的な課題などを踏まえて、「成長」と「成熟」のまちづくりに向けて、効果的な取組の考え方を明らかにする「かわさき10年戦略」を設定し、戦略的にまちづくりを進めていくものです。

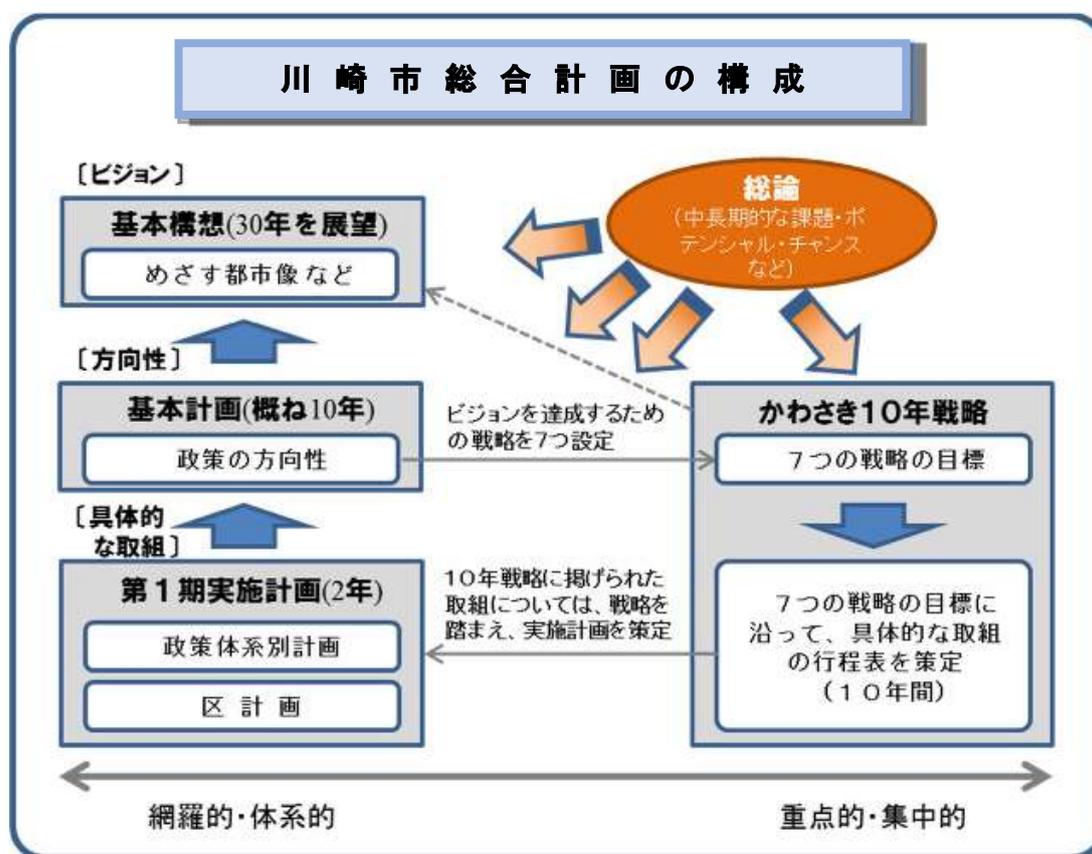


図 2-5 川崎市総合計画の構成

(3) 計画期間

「基本構想」は、今後30年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5つの基本政策を定めています。

「基本計画」は、今後概ね10年間を対象として、「基本構想」に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、23の政策及び、その方向性を明らかにするものです。

「実施計画」は、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めるもので、第1期実施計画の計画期間は平成28(2016)年度から平成29(2017)年度の2か年となります。

(4) 基本計画の政策体系

基本計画は、5つの基本政策と23の政策からなっています。

23の政策の下に、「実施計画」に位置づける73の「施策」があります。

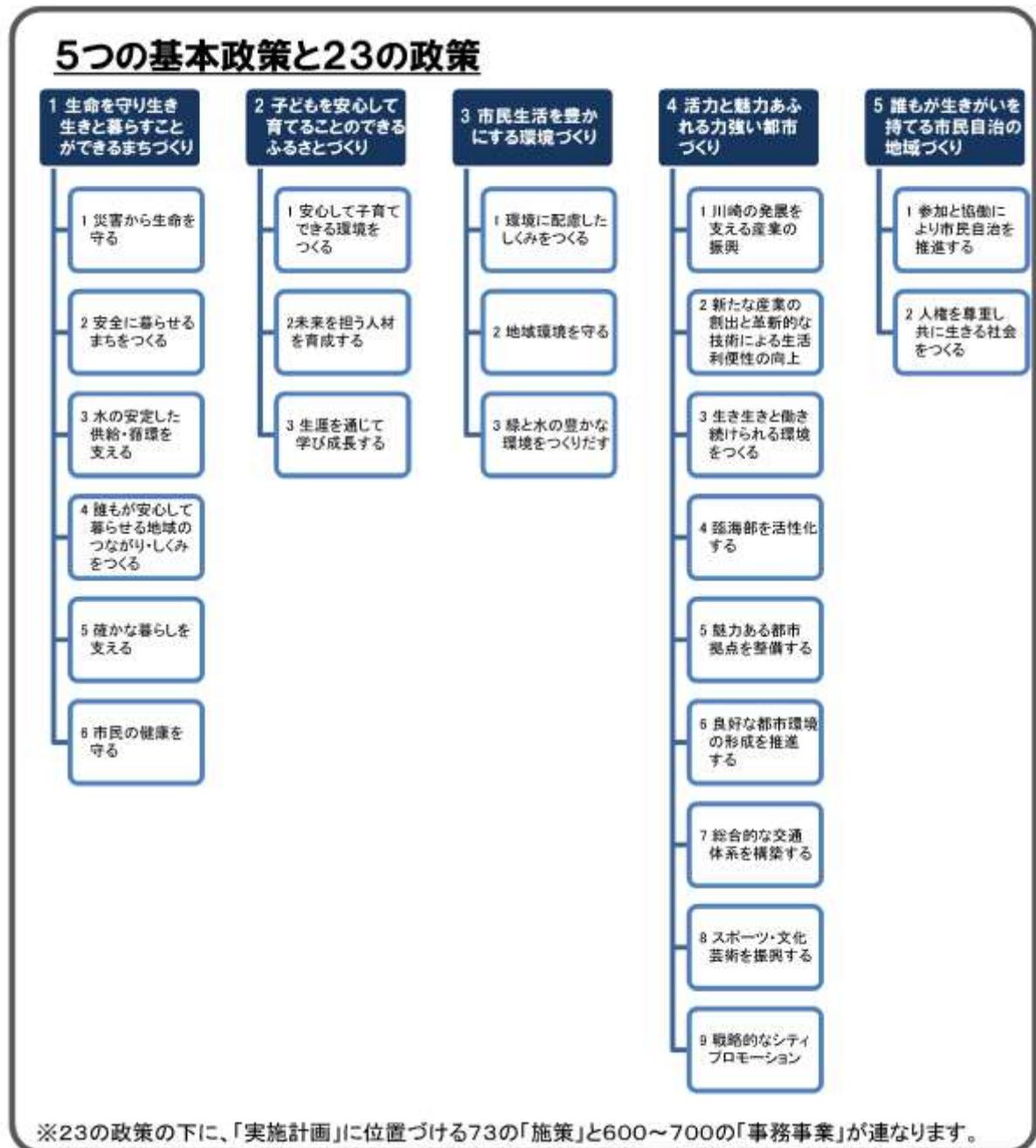


図2-6 基本計画の施策体系

(5) 川崎市総合計画における本計画との関連事項（抜粋）

川崎市総合計画において、本計画に関連する基本政策と政策及び施策の内容は以下のとおりです。

基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

政 策 4 臨海部を活性化する

施策 2 広域連携による港湾物流拠点の形成

- ・京浜港（川崎市、東京都、横浜市の三港）の国際競争力を強化するために、港湾物流コストの削減、利用者サービスの向上などを図るとともに、海外の友好港などと連携し、貨物集荷の拡大や新規航路の開設に向けた取組を進めます。
- ・川崎港では、コンテナ貨物や自動車などの取扱量が増加するとともに船舶が大型化しており、これらの貨物の拠点として必要な施設の整備や物流機能を強化するための管理運営体制の整備に向けた取組を進めます。
- ・浮島地区の処分場を適切に管理します。また、増加するコンテナ貨物を保管する用地や老朽化が進む東扇島地区の倉庫の更新用地として東扇島地区に新たな用地を整備するなど、臨海部企業活動の継続性を確保しながら、港湾物流機能を強化する取組を進めます。

施策 3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備

- ・臨海部の活性化には、港湾関係者だけではなく、広く市民が港の役割や魅力を理解していることが重要であることから、川崎みなと祭りやスポーツイベントなどを通じて、より多くの人々が港を訪れる機会を増やす取組を進めるとともに、川崎マリエンや東扇島西公園・東公園などの港湾施設の利用促進に向けた取組を進めます。また、川崎港の魅力を高めるとともに、港湾労働者の就労環境等の充実を図るため、開放的な親水空間の創出や港湾緑地の整備に向けた取組を進めます。
- ・臨海部の快適な環境を維持するため、立地企業、関係団体、行政などが連携し、臨海部の清掃活動やごみのポイ捨て防止の啓発、事業所での回収強化など美化対策の実施や途上への迷惑駐車対策を実施します。

2-4 川崎市緑の基本計画

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」に関する事項を示すとともに、川崎市の緑をとりまく実状を勘案しながら必要な事項を定め、都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進を総合的に進めていくものです。

計画期間は、平成20年度～29年度です。また、現在、「次期緑の基本計画（平成30年度～）」の改定に向けて作業を進めています。

(2) 基本理念

「多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ」

緑豊かなまちづくりを実現するためには、緑をとりまく状況や本格的な少子高齢社会を見据え、緑のストックを維持、保全、育成するとともに、新たな緑の創出に努めながら、緑の質を高め、生活環境の向上を図っていくことが必要です。

そのためには、様々な主体が協働、連携し、市民が活動できる機会と場を確保することが必要です。また、それらに支えられる緑と水のネットワークを形成しながら、川崎市の財産である自然的環境資源を次世代に継承し、緑の将来像を実現する「地球環境都市」を目指します。

(3) 基本方針

基本方針1（テーマ：協働） 協働により緑を守り育む持続可能な仕組みの構築

基本方針2（テーマ：みどり軸） 地球環境に配慮したみどり軸の保全と創出

基本方針3（テーマ：みどり拠点） 多様なみどり拠点による風格のある都市の形成

基本方針4（テーマ：緑と水のネットワーク） 緑と水のネットワークによる身近な緑と
ふれあう機会の創出

基本方針5（テーマ：市民文化） かわさき緑の市民文化の育みと地球環境都市への飛躍

(4) 臨海部（港湾緑地）に関する位置づけ

●「東京湾軸」として位置づけ、川崎市の魅力を発信する重要な地域として、これらの自然的環境資源を有効に活用し、東京湾における緑のネットワークの一翼を担うための取り組みを進めます。

●「緑と港が調和した臨海部エリア」として位置づけ、地球環境都市に向けて新たな緑のインフラを創出し、事業者との連携を図りながら市街地と海とのつながりを形成していきます。

●運河は、事業所の活動を支える重要な空間ですが、海の冷涼な空気はヒートアイランド現象の緩和に期待されるとともに生物の生息、生育空間、臨海部の景観形成などにおいても大切な自然的環境資源となっています。

● 港湾緑地の整備推進

港湾緑地は、海や運河に面し、臨海部の景観を眺望するには絶好のエリアであり、臨海部と市民をつなぐ貴重な拠点でもあります。こうしたことから、浮島1期地区での新たな緑地空間の確保、ちどり公園をはじめとした港湾緑地の活性化と機能充実に取り組みます。また、貴重な空間を市民にアピールし、訪れる市民の憩いの場となるよう港湾緑地の維持管理の向上に努めながら「市民に開かれた臨海部」を目指します。



図 2-7 東京湾軸における緑の創出の方針（平成 20 年策定時）

2-5 「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画

(1) 概要

「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画とは、臨海部に立地する事業所の緑化地や、港湾緑地・都市公園等の公共緑地を風の道となる街路樹等をつなぎ、運河や多摩川の水辺環境を含めて、臨海部全体を緑豊かな「もり」として表現したものです。

平成27年度に「かわさき臨海のもりづくり」区域を、「川崎臨海地区緑化推進重点地区」に指定しています。

(2) 基本方針

基本方針1：エリアの特性に応じた「緑のゾーン」を設定します

臨海部は、陸から海に向かう層状のエリアごとに特色ある土地利用や緑地環境が形成されています。「『かわさき臨海のもりづくり』緑化推進計画」では、臨海部を3つのゾーンに分け、各ゾーンの特性を活かした緑地環境の形成を目指します。

基本方針2：臨海のもりの骨格となる「緑の軸」をつくります

海や臨海部の主要施設等へのアクセス機能を担う幹線道路について、積極的な道路緑化・沿道緑化等を促し、骨格的な緑のネットワークを形成します。

基本方針3：豊かな緑の創出を担う「緑の拠点」をつくります

臨海部に点在する既存の公園緑地等を緑の拠点と捉え、立地条件を活かした、緑豊かな憩いの場として整備し、臨海部の緑や水辺の印象を深めます。

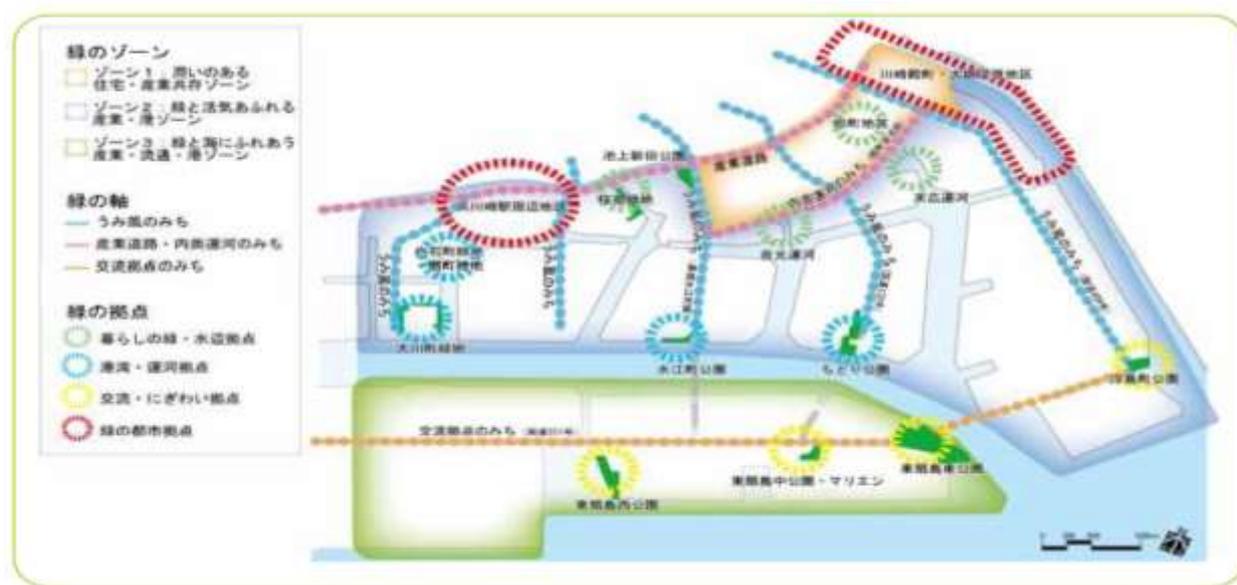


図 2-8 臨海のもりづくり 基本方針概略図

(3) ゾーン別緑化推進計画

ゾーン1 潤いのある住宅・産業共存ゾーン

- ・住宅地環境と調和する事業所緑化等の推進を誘導します。
- ・主要幹線道路について、景観に配慮した緑化を図ります。
- ・暮らしの場を彩る身近な公園緑地・街路樹等の適切な維持管理に努めます。
- ・海風を導く緑の軸線と、運河の冷涼な風を取り入れる水辺拠点形成を形成します。

ゾーン2 緑と活気あふれる産業・港ゾーン

- ・近隣事業所と調和した事業所緑化等の推進を誘導します。
- ・事業所との連携により緑豊かな沿道環境の形成に努めます。
- ・就業者の憩いの場となる公園緑地・街路樹等の適切な維持管理に努めます。
- ・海風を導く緑の軸線と、運河の冷涼な風を取り入れる水辺拠点を形成します。

ゾーン3 緑と海にふれあう産業・流通・港ゾーン

- ・海辺のレクリエーション拠点としての機能を充実・向上させ、利用を促進します。
- ・就業者の憩いの場となるよう緑の質の向上に努めます。
- ・拠点公園に至る沿道に、海と一体となった景観を作る彩りある緑の保全・育成を図ります。
- ・大規模な事業所緑化の保全と、周辺事業所と一体となった事業所緑化等の推進を誘導します。

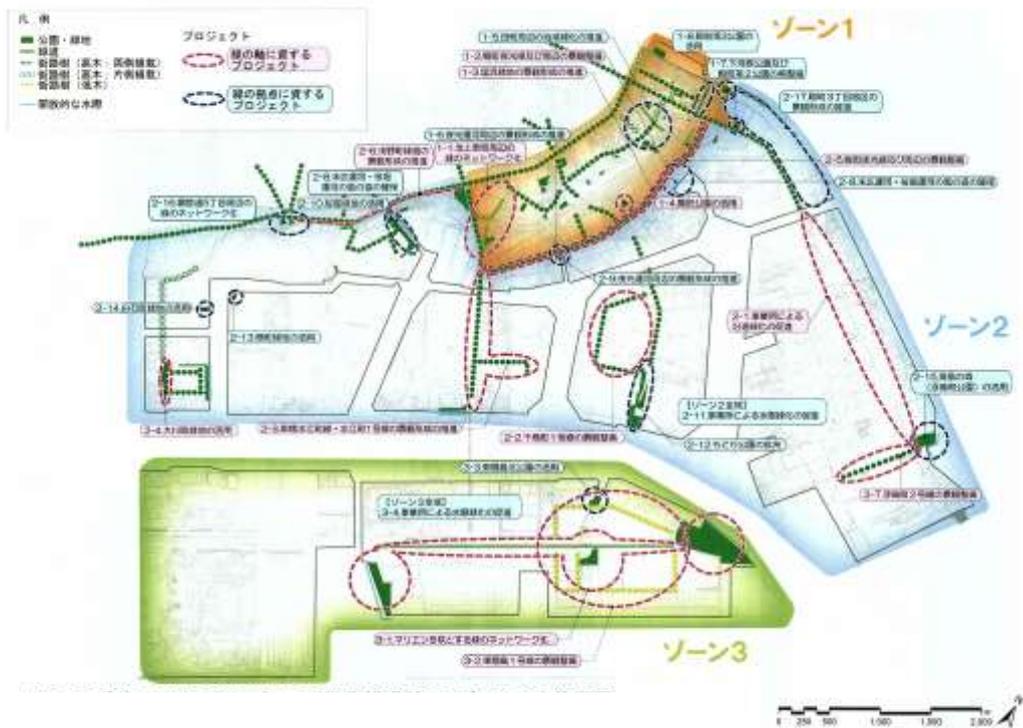


図 2-9 かわさき臨海のもりづくり ゾーン別緑化推進計画 プロジェクト位置図

2-6 浮島 1 期地区土地利用基本方針

(1) 背景と目的

浮島 1 期地区は、埋立竣工後 20 年が経過した現在、羽田空港の 24 時間国際拠点空港化や京浜三港の広域連携、殿町国際戦略拠点の形成、羽田連絡道路や国道 357 号の事業推進など、川崎臨海部を取り巻く環境は大きく変化しています。

この基本方針は、こうした状況を踏まえ、この地域に係る各種関連計画との整合を図りながら、臨海部全体の活性化や持続的な発展を推進するため、改めて浮島 1 期地区の本格的土地利用に向けた基本的な考え方を示すものです。

(2) 土地利用の基本的な考え方

ア 交通便利性や立地特性を活かした機能形成

イ 既存環境関連施設を活かした機能形成

- ・浮島 1 期地区は、地区内に再生可能エネルギーである浮島太陽光発電所やかわさきエコ暮らし未来館、市民生活に必要な浮島処理センターが立地しており、既存施設を引き続き活用した環境・エネルギー関連の機能形成を図る。

ウ 緑地・レクリエーションに係る機能形成

- ・浮島 1 期地区は、港湾や空港に近接しており、行き交う船や飛行機を眺められる眺望に恵まれた地区である。また、地区に隣接する浮島町公園周辺は「交流・賑わいの拠点」の形成が求められていることから、市民等が憩い、集う、緑地・レクリエーションの機能形成を図る。

エ 浮島ジャンクションを活かした機能形成

各機能の一体的な連携による臨海部の価値向上

【基本コンセプト】

陸海空の結節点としての特性や恵まれた立地ポテンシャルを活用した『新たな交流拠点』の形成

3. 港湾緑地の現状

3-1 港湾緑地の整備状況

川崎港には現在、約 27.7ha の港湾緑地が整備されています。



※施設概要は告示上の分類

図 3-1 港湾緑地の現状

3-2 港湾緑地の配置の考え方

川崎市では川崎臨海部を特性に応じた産業の集積や新規産業を発展させながら、水と緑の魅力あふれる環境の整備を進めることとしています。

「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」、「環境影響評価に関する条例」、「工場立地法」から、平成16年に「臨海部における緑化指導基準」を設定しており、10%以上の緑地面積を確保することとなっています。また、臨海部はまとまりのある緑地の創出が課題としています。

臨港地区における緑地面積割合は8.4%となっています。（港湾緑地、工場内の緑地を含む）

川崎港港湾計画における緑地の配置状況は、東扇島東公園をシンボル緑地として位置付け、その以外の緑地は、工業団地等の緩衝的な機能や近隣の働く人などが休息する機能を配置しています。

一方で、レクリエーション緑地は、計画は位置付けられているものの現状、川崎港内にはありません。

また、近年の港湾緑地の機能として、生態系や自然環境の保全・向上を目的とした「エコ」機能を持つことが求められています。

この配置状況と川崎港港湾計画の検討の際に調査した、川崎港への要請や計画の基本方針を踏まえ、港湾緑地を配置していきます。

3-3 港湾緑地の特徴

港湾緑地の特徴について把握するため、各港湾緑地へのアクセス、利用の状況、眺望景観など港湾緑地の現状と、港湾緑地を含めた周辺の土地利用、一般の見学を受け入れている企業などやレクリエーション（スポーツ）施設の立地状況、工場夜景などの景観資源や川崎港内で確認された生き物の状況など、港湾緑地の周辺の環境状況について整理しました。

以下に、調査結果に基づき整理した港湾緑地の現状と、港湾緑地を含む川崎港の強み（魅力）を示します。



東扇島西公園からの工場夜景

(1) 港湾緑地の現状

ア 緑地の状況

- ・港湾緑地の多くは、臨海部で働く人のための休息、緩衝や修景としての役割を果たしている。
- ・港湾の特徴を活かして、海や生物と触れ合える人工海浜や広大なオープンスペース、バーベキュー場を備えたシンボリックな役割を果たす公園（東扇島東公園）や釣りが楽しめる公園（東扇島西公園）など、市民が親しめる緑地が整備されている。
- ・市街地や駅から離れており、アクセスは車またはバスの利用に限られている。利用者の駐車スペースも限られている。

イ 利用の状況

- ・多くの緑地が、近隣で働く人の休息・休憩の場所として利用されている。
- ・休日には、人工海浜、釣り、バーベキュー場など、港湾緑地の魅力のある施設や、イベント開催時に市民が集まり、にぎわいをみせている。（港の魅力を市民に発信する貴重な機会となっている）

ウ 維持管理の状況

- ・樹木剪定、除草等は業務委託により実施している（補完として直営で除草を実施）。
- ・バーベキュー場などの施設について管理員（委託）を配置し、有料施設などの現地管理を実施している（一部の公園で実施）。
- ・港湾環境整備負担金制度により、港湾緑地の整備・維持管理費の一部負担することによる、立地企業との協働。

※港湾環境整備負担金制度とは、港湾管理者が港湾の環境整備・保全のために実施する工事の費用の一部（1/2を限度とする。）を、臨港地区に立地する敷地面積1万平方メートル以上の事業者から徴収するもので、昭和48年7月の港湾法（昭和25年法律第218号）の一部改正により、この制度が設けられ、川崎市においては、昭和55年3月31日条例第13号により制定された川崎市港湾環境整備負担金条例により実施している。

エ 運営の状況

- ・イベント開催時には安全・円滑な開催が確保できるように、主催者との調整や職員による現地管理を実施している。

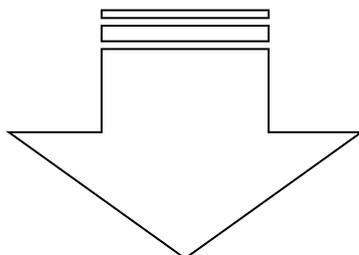
(2) 川崎港の強み（魅力）

- ・港湾緑地は、海風を直接感じることができる、日常生活や市街地の公園では味わえない、貴重で魅力的なポテンシャルを有している。
- ・工場群、行き交う船舶や羽田空港で離発着する航空機など、市街地では味わえない川崎港特有の魅力あふれるロケーションが広がっている。
- ・新たな緑地が創出可能な空間ポテンシャル（広大なオープンスペース）を有している。
- ・連携が期待される行政や民間企業等の社会学習・環境学習施設が立地するポテンシャルを有している。
- ・市街地では確保できないような広大なオープンスペースや駐車スペース等を確保することができる。
- ・周辺には住宅などもなく、騒音など周囲を気にすることなく、大規模なイベント（スポーツ、コンサート、社会貢献等）の機会を創出することができる。
- ・有効活用できる低未利用地や老朽化施設が存在する。
- ・多摩川の良好な環境を有している。

4. 目指すべき姿

4-1 川崎港港湾緑地の目指すべき姿

前項までに整理した、港湾計画、上位計画・関連計画、川崎港の強み（魅力）を踏まえ、川崎港港湾緑地の目指すべき姿を設定しました。



【 川崎港港湾緑地の目指すべき姿 】

「みなと」で働く人、訪れる人みなが川崎の自然を感じ、
魅力的なロケーションを楽しむことができる空間

★「海」・「多摩川」をとおして、自然とふれあい、昔の
ように海と人のつながりを感じることができる



★「工場夜景等の産業景観」、「行き交
う船舶」「羽田空港に離発着する飛行機」等といった川崎港
ならではの魅力的なロケーションが満喫できる

★海風を直接感じることで、皆が安らぎを感じ、あるい
は広大な空間を利用したにぎわいを楽しむことができ
る



5. 基本方針

5-1 基本的な考え方

川崎港港湾緑地の目指すべき姿から、川崎港港湾緑地を、「海・運河」、「多摩川」等の自然を感じ、「工場夜景」、「行き交う船舶」、「羽田空港に離発着する飛行機」などの川崎港の魅力なロケーションを活用した市民交流の場や、海や川、生物等の自然との触れ合いや環境学習の場として活用できる緑地とします。また、市民と海をつなぐ重要な場として、各緑地や川崎港に関する環境情報等、港湾緑地の魅力情報発信の場として活用します。

さらに、緑地の活用、維持管理・運営を市民、周辺企業、行政がそれぞれの立場を尊重しながら協働で行い、臨海部の環境向上に努めます。また、老朽化等で未利用となっている港湾施設を積極的に活用します。

既存の港湾緑地については、港湾緑地を含む川崎港の強み(魅力)をしっかりと活かしつつ、機能が発揮できるよう、管理コストの低減や利用の促進を図ります。

これらを実現するために、各緑地の求められる機能や活用方策には、各緑地の現状、周囲の状況や想定される利用者等を考慮したグループ分けをしました。あわせて、緑地周辺は工業地帯であり、周辺に住民がいないことから、市街地の公園とは異なる視点を持って、各緑地の計画策定を行いました。

5-2 基本方針

川崎港港湾緑地の目指すべき姿『「みなと」で働く人、訪れる人みなが川崎の自然を感じ、魅力的なロケーションを楽しむことができる空間』を実現するため、緑化基本計画の基本方針を設定しました。

方針については「求められる機能」「活用方策」「施設の維持管理・運営」の3つの視点を設定し、それぞれの方針を設定しました。

また、同時に本計画を策定するための視点とし、今後はそれぞれの視点における計画を策定することとしました。

- 視点1：港湾緑地に求められる機能
港湾緑地の整備・改修、港湾緑地内の施設の整備や補修などに関する事項
- 視点2：港湾緑地の活用方策
港湾緑地の利用の促進、港湾緑地の宣伝やアピールなどに関する事項
- 視点3：港湾緑地の活用を支える施設の維持管理・運営
港湾緑地内の施設などの維持管理、港湾緑地の運営（利活用を含む）に関する事項

「視点1：港湾緑地に求められる機能」に係る基本方針

「水際線の開放により、にぎわいと快適な空間の創出・拡大」

- 水際線の積極的な開放
- 交流空間の創出・拡大
- 働く人たちの憩いのスペースの環境改善
- 環境改善機能（生物生息空間など）の導入
- 駐車場の確保などアクセスの改善
- 強みである景観（運河、工場夜景、物流の稼働状況等）の最大限の活用

- 老朽化した港湾施設の利用転換

「視点 2：港湾緑地の活用方策」に係る基本方針

「広報の推進と市民ニーズの充足による、交流機会の拡大」

- 既設緑地の改修・適切な管理による活性化
- 海風を感じることによる、リラックスできる場の提供
- 周辺施設や緑地相互の利用拡大によるにぎわいの相乗効果促進
- 広報活動の推進と利用促進など、利用者にとっての有益な情報提供
- 市民の利用ニーズへの対応
- 環境学習の場としての活用
- 協働による魅力向上策の検討・実施
- 市街地ではできない港湾緑地ならではの活用

「視点 3：港湾緑地の活用を支える施設の維持管理・運営」に係る基本方針

「計画的な管理・保全・修繕と利用マナーの徹底による、景観・環境の質の向上」

- 緑地の整備・利活用の決定後に適切な管理運営を検討
- 緑地の良好な景観形成、生物の生息空間に配慮した適切な植栽管理実施
- 計画的な施設の保全・修繕
- 利用マナーの周知、利用ルールの検討
- 民間企業やボランティアとの協働による維持管理手法及び運営方策の検討
- 継続的な修繕・改善計画の策定
- 機能を維持した中での管理コスト低減の検討
- 環境整備負担金制度による企業との協働での維持管理

6. 基本計画

「港湾緑地の求められる機能」、「港湾緑地の活用方策」、「港湾緑地の活用を支える施設の維持管理・運営」の3つの方針に基づき、港湾緑地の特徴等を踏まえ基本計画を策定します。

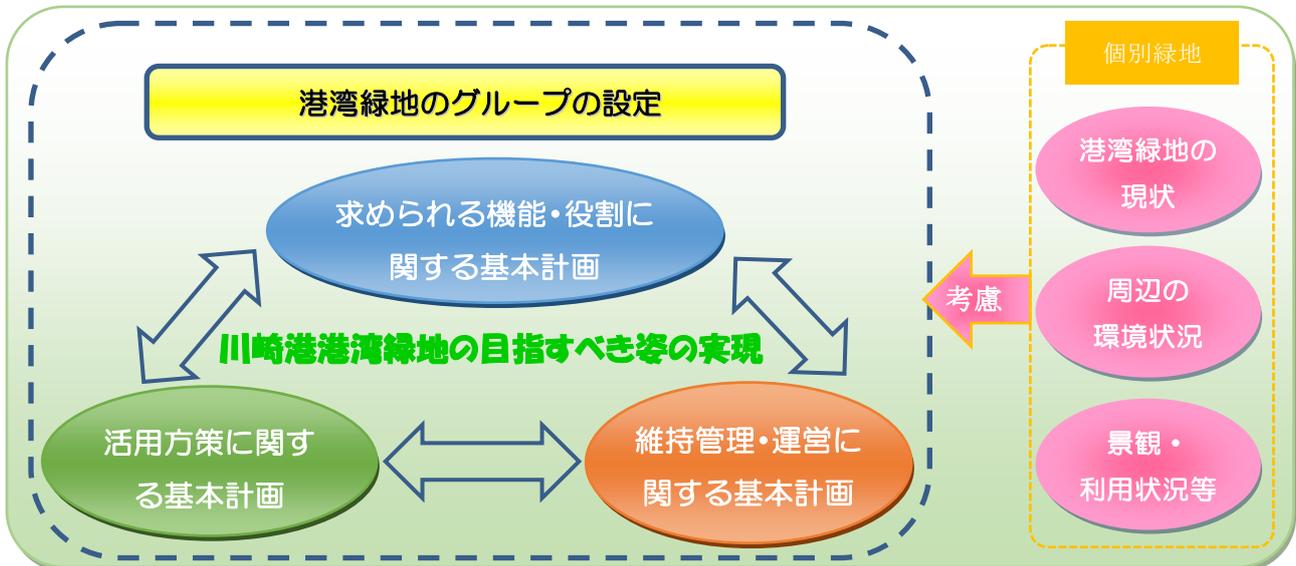


図 6-1 川崎港緑化基本計画の構成

6-1 港湾緑地のグループ

港湾緑地における「港湾緑地の求められる機能」、「港湾緑地の活用方策」、「港湾緑地の活用を支える施設の維持管理・運営」に係る基本計画を策定するにあたり、本計画の対象とする緑地の位置や規模（大きさ）、施設の整備状況、利用状況、港湾緑地周辺の環境（自然環境、社会環境）の状況およびそれらから想定できる利用形態や目的などを踏まえ港湾緑地の「グループ」を設定し分類しました。

グループ 1：市民の交流拠点の場

広大なオープンスペースを有し、海・運河の豊かな自然や、船舶や工場など活きた港としての景観など、川崎港の魅力的なロケーションの活用、川崎市の拠点施設との連携等を考慮した、にぎわいや安らぎ等を楽しむことができる市民の交流の場となる港湾緑地。

想定緑地（既設）	③東扇島東公園	④東扇島中公園	⑤東扇島西公園
（既設・拡張）	②ちどり公園		
（新規）	①浮島1期地区		

グループ 2：水際線開放の場

運河沿いの水際線を開放し、水や生物等、自然との触れ合いや浮棧橋の活用等、広さはあまり確保できないが、利用者の休息・憩いの場としての港湾緑地。

想定緑地（既設）	⑦東扇島北公園			
（新規）	⑥水江町緑地	⑧塩浜係留護岸	⑨末広物揚場	

グループ3：緑地間移動の場

緑地と緑地を結ぶネットワークの役割となる港湾緑地。

同時に近隣で働く人たちの休息やジョギングなどの安らぎの場、沿線道路の緩衝・修景の役割も併せもつ港湾緑地。

想定緑地（既 設） ⑩東扇島緑道

グループ4：港で働く人たちの休息・憩いの場

港で働く人たちが、海（眺望、風）を感じながら快適に休憩するための場として、近隣で働く人たちの利用に特化した港湾緑地。

想定緑地（既 設） ⑪白石町緑地 ⑫大川町緑地

グループ5：市街地からの港の玄関口

港湾（港）への入口（エントランス）であることを示すための緑地。

同時に緩衝・修景の役割も併せもつ緑地。

想定緑地（既 設） ⑬千鳥橋周辺緑地

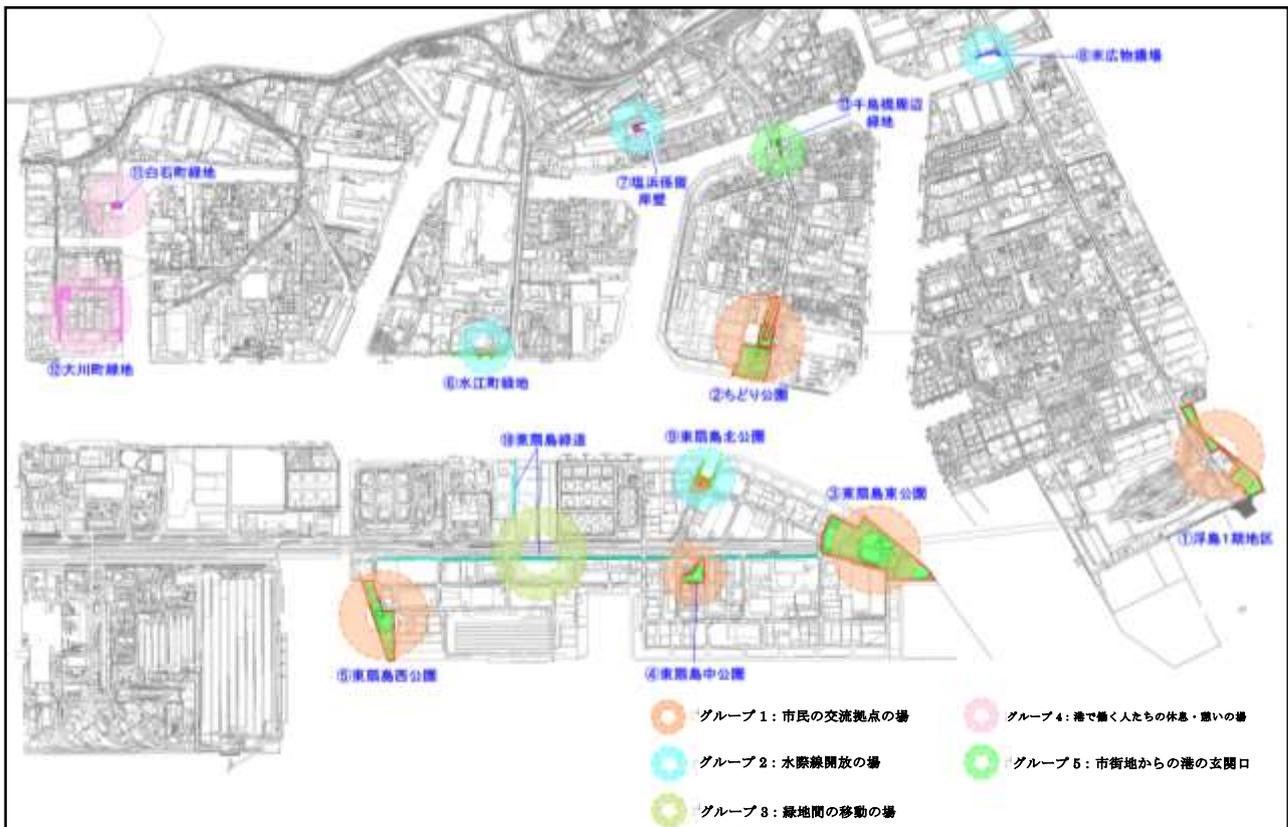


図 6-2 港湾緑地のグループの分類状況

6-2 港湾緑地に求められる機能に関する基本計画

(1) 港湾緑地のグループ分類ごとに配置が望ましい機能

今後の港湾緑地が備えておくことが望ましい機能・役割を整理したうえで、それぞれのグループの分類に沿って備えておくことが望ましい機能・役割について選定しました。

A 休息・休憩の場

休む、涼む、雨・風・日差しをしのぐ、飲食する など

B 眺望の場

海や運河の景色（船舶や飛行機など）を楽しむ、写真（景観）を撮影する など

C レクリエーションの場

散策する、趣味を楽しむ、スポーツを楽しむ など

D 親水の場

海（水）に触れる、海を眺める、海風を感じる、生物に触れる（魚釣り） など

E 学習の場

海の自然環境や港・海の歴史を学ぶ、学習用備品提供 など

F 情報発信の場

緑地の案内、イベント案内、周辺地域・周辺施設の情報、環境情報等の発信 など

G 緩衝・修景の機能

工場との境界、道路との境界における緩衝・修景 など

H ネットワーク機能

緑地間の移動、緑地空間のつながり など

I 災害への対応

緊急物資輸送、避難所、防災情報発信、非常時電源供給、仮設住宅建設 など

表 6-1 港湾緑地のグループ分類ごとに配置が望ましい機能

港湾緑地のグループ	港湾緑地の機能・役割								
	A 休息・休憩の場	B 眺望の場	C レクリエーションの場	D 親水の場	E 学習の場	F 情報発信の場	G 緩衝・修景機能	H ネットワーク機能	I 災害への対応
1. 市民の交流拠点の場	◎	◎	◎	○	◎	◎			(○)
2. 水際線開放の場	○	○	◎	◎	◎	○			(○)
3. 緑地間移動の場	○						◎	◎	(○)
4. 港で働く人たちの休息・憩いの場	◎	○		○					(○)
5. 市街地からの港の玄関口							◎		

◎：各グループにおいて優先すべきと考えられる機能、(○)：災害時に何らかの役割を果たすもの

(2) 機能・役割ごとに想定される施設例

港湾緑地の機能や役割に応じて、その緑地にあるとよいと思われる施設例を示します。
既設の港湾緑地に整備されている施設も含まれます。

表 6-2 港湾緑地の機能・役割に応じてあるとよいと思われる施設例

機能・役割	機能役割に応じて想定される主な施設例
A 休息・休憩の場	★ベンチ ★パーゴラ ★休憩所・待合所 ★芝生広場 ★樹林(風・日差しよけ) ◇テラス など
B 眺望の場	★展望台(展望の丘、展望広場) ★ボードウォーク(塩害対策型) ★芝生広場 ◇テラス など
C レクリエーションの場	★芝生広場 ★多目的広場 ★バーベキュー施設 ★ドッグラン ★自転車レンタル場 ★壁当て広場 ★釣り護岸 ★多目的広場 (スポーツ利用やイベント利用等) ◇キャンプ場 など
D 親水の場	★人工海浜(砂浜・磯場) ★潮入の池(磯場) ★釣り護岸 ★ボードウォーク(塩害対策型) ★運河(海)沿いの開放護岸(遊歩道) ◇生物共生型護岸 など
E 学習の場	★記念碑(モニュメント) ★人工海浜(砂浜・磯場) ★潮入の池(磯場) ◇生物共生型護岸 ★インフォメーションセンター(他緑地・周辺施設情報、環境情報・ 取組等の情報発信基地) ◇備品貸出施設(生物学習用) ★水場(洗い場) など
F 情報発信の場	★緑地内の施設案内用看板 ★避難経路案内用看板 ★インフォメーションセンター(他緑地・周辺施設情報、環境情報・ 取組などの情報発信基地) ◇他の港湾緑地の紹介用看板 ◇周辺の施設の紹介用看板 など
G 緩衝・修景機能	★樹林地(緩衝・修景含む) ◇シンボルツリー(樹林・森) など
H ネットワーク機能	★緑道(遊歩道・散策路) ★スキップウォーク ◇他の港湾緑地への案内看板 ◇自転車道 など
I 災害への対応	★広場(芝生広場・多目的広場など) ★非常用電源施設 ★非常用施設(浮き輪など) ★防災無線 ★災害情報看板 ◇災害用船付場(浮棧橋) など
快適な利用のために必要な施設	★トイレ ★駐車場 ★案内標識 ◇売店(移動販売) など

★：既設の港湾緑地において整備されている施設

★：隣接施設(川崎マリエン)に整備されている施設

◇：今後港湾緑地整備において想定される施設

(3) 個別の港湾緑地に求められる機能・役割

求められる機能・役割に関する基本計画について、緑地の規模、目的・用途、周辺の土地利用、周辺施設の状況、環境特性（自然環境、社会環境）及び利便性（アクセス）などを考慮して検討した本計画の対象とする緑地に求められる機能・役割について設定を行います。

ア 新規緑地について

浮島 1 期地区（グループ1）

【 求められる機能・役割 】

- A：休憩・休息の場
- B：眺望の場
- C：レクリエーションの場
- D：親水の場
- E：学習の場
- F：情報発信の場
- G：緩衝・修景の機能
- H：ネットワーク機能
- I：災害への対応

水（海）とのふれあいの場、行き交う船舶、羽田空港に離発着する飛行機や多摩川の河口の眺望が楽しめる川崎港の新たな魅力スポットとする。また、広大なオープンスペースや駐車場等が確保可能なことに加え、羽田空港に近接し、高速道路を活かした車でのアクセスが容易なことから、音楽・スポーツなどの大規模イベントの開催など、市民や観光客等が交流できる拠点とする。さらに、生物多様性かわさき戦略において、「臨海部の生態系エリア」と「多摩川の生態系エリア」が交わり、生物の生息場として期待できる場所であることから、生物多様性の環境を創出し、親水の場とする。また、近接する「かわさきエコ暮らし未来館」等の環境PR施設と連携するとともに、川崎市の環境への取り組み、環境情報、イベント情報、防災情報等を発信する役割を担うものとする。



浮島 1 期地区からの見える
飛行機の離発着の様子

国道 3 5 7 の整備等、浮島 1 期地区の周辺整備の進捗状況を考慮しながら、段階的に必要な機能を配置し、一般の人に開放していく。

また、市民が海と触れ合える場を創出することから、緊急時の案内や海に落ちた際に対応するための安全対策施設等を配置する。

※多摩川河口に位置し、羽田空港に隣接するといった環境を活用する。また、近隣の「かわさきエコ暮らし未来館」、太陽光発電等の環境施設と連携するとともに、環境への取り組み、環境情報、環境学習等のイベント情報や各緑地の見所・施設情報等を発信する。

ちどり公園（グループ1）

【求められる機能・役割】

- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| ■ A：休憩・休息の場 | ■ B：眺望の場 | ■ C：レクリエーションの場 |
| ■ D：親水の場 | □ E：学習の場 | □ F：情報発信の場 |
| □ G：緩衝・修景の機能 | □ H：ネットワーク機能 | ■ I：災害への対応 |

災害発生時には避難場所や延焼防止のオープンスペースとして機能するとともに、耐震強化岸壁の千鳥町7号岸壁からの緊急物資の荷捌きの場として活用する必要があり、広大なオープンスペースが必要となる。

その一方で、この緑地は、東扇島の埋立前のシンボル緑地として整備し、また、自転車で唯一アクセス可能なグループ1「市民との交流拠点の場」である。

京浜運河の眺望や心地よく感じる海風を積極的に活用し、休憩や散策で安らぎを与えるとともに、市街地の公園では確保できない広大なスペースにより、趣味やスポーツ等を気軽に楽しむことができる広く明るい開放的な空間を配置する。

※東扇島水江町線の橋梁が運河の新たな景観資源となる。拡張部分は、千鳥町再整備計画の災害発生時の緊急物資輸送の場として位置づけられていることに配慮した利用及び施設整備を行う。



広場から運河部方向の眺望

水江町緑地（グループ2）

【求められる機能・役割】

- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| ■ A：休憩・休息の場 | ■ B：眺望の場 | □ C：レクリエーションの場 |
| ■ D：親水の場 | □ E：学習の場 | □ F：情報発信の場 |
| ■ G：緩衝・修景の機能 | □ H：ネットワーク機能 | ■ I：災害への対応 |

臨港道路東扇島水江町線の橋梁のたもとに位置し、開通後、歩行者も上に登れることから、新たな景観等の魅力スポットとなることが期待できる。

また、開通時には、帰宅困難者輸送用の浮棧橋がこの場所に移設されることから、それを活用し、観光船等の船着場としての利用・サービスの充実を図るとともに、魅力的な運河沿いの快適空間を配置する。

また、災害発生時には帰宅困難者輸送用の船着場として活用する。

※東扇島水江町線が新たな景観資源となりうることから、水江町線の利用者及び設置される船着場の利用者がこの緑地を利用することが想定される。



臨港道路東扇島水江町線

塩浜係留護岸（グループ2）

【求められる機能・役割】

- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| ■ A：休憩・休息の場 | ■ B：眺望の場 | ■ C：レクリエーションの場 |
| ■ D：親水の場 | ■ E：学習の場 | □ F：情報発信の場 |
| □ G：緩衝・修景の機能 | □ H：ネットワーク機能 | ■ I：災害への対応 |

昭和34年に建設された施設であり、施設の老朽化が激しく、今後の利用も見込まれないことから、港湾計画において、物揚場としての機能を廃止している。

現在、「かわさき臨海のもりづくり」緑化基本計画において、「暮らしの緑・水辺拠点」に位置づけている場所であることから、施設の更新の際には、温水プール等の周辺施設の利用と併せて、水辺拠点として親水の場へと利用転換を図り、運河の景観を楽しみ、水辺で自然（海）との触れ合いを楽しむことができる空間を配置する。

また、市民が海と触れ合える空間を想定していることから、緊急時の案内の配置や海の事故の未然防止及び発生時対応のための安全対策を行う。

さらに、災害発生時における対応等に関する看板等を配置し情報の発信を行う。

※周辺には温水プール、ゴルフ練習場等の集客施設や水処理センター等の社会見学等で活用される施設が存在。交通（バス）の便もよく、道路から緑地予定地全体を視認できる。運河部は水深が浅く波は静かで水の汚れもみられない。

末広物揚場（グループ2）

【求められる機能・役割】

- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| □ A：休憩・休息の場 | □ B：眺望の場 | □ C：レクリエーションの場 |
| ■ D：親水の場 | ■ E：学習の場 | □ F：情報発信の場 |
| ■ G：緩衝・修景の機能 | □ H：ネットワーク機能 | ■ I：災害への対応 |

昭和38年に建設された施設であり、施設の老朽化が激しく、今後の利用も見込まれないことから、港湾計画において、物揚場としての機能を廃止している。

既設護岸前面の運河の水深が浅く波も穏やかで多摩川の影響で水も比較的きれいであることから、これを最大限に活かすため、施設の更新の際には、生物多様性（生態系）に配慮した親水の場へと利用転換を図り、運河景観を楽しみ、水辺で自然（海）との触れ合い、を楽しむことができる空間を配置する。

また、市民が海と触れ合える空間を想定していることから、緊急時の案内の設置や海の事故の未然防止及び発生時対応のための安全対策を行う。

さらに、災害発生時における対応等に関する看板等を配置し情報の発信を行う。

※周辺の土地利用やアクセス等の条件を考えると一般利用者が日常的に利用するのは困難であることから、イベント時などに利用する生態系への配慮に特化した施設を想定。



末広物揚場からの眺望

イ 既設の港湾緑地

既設の港湾緑地については、老朽化している設備等に関しては一部改修等を行わなければならないものも見受けられるが、十分に機能していることから、新規に整備は行わず今後もその機能を十分に発揮できるように、強み（魅力）を活かし、それぞれの機能・役割に沿って利活用を促進しながら、適切な維持管理・運営に努めていくことを基本とします。

東扇島東公園（グループ 1）

【 求められる機能・役割 】

- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| ■ A：休憩・休息の場 | ■ B：眺望の場 | ■ C：レクリエーションの場 |
| ■ D：親水の場 | ■ E：学習の場 | □ F：情報発信の場 |
| □ G：緩衝・修景の機能 | □ H：ネットワーク機能 | ■ I：災害への対応 |

人工海浜、バーベキュー施設、芝生広場・多目的広場、ボードウォーク、ドッグラン等を備えた大規模公園で、駐車場やトイレ等の人々が快適に過ごすための施設は充実している。現状において緑地として備えるべき機能・役割は十分に備わっていることから既存施設をそのまま活用することとし、適切な維持管理を行っていく。



東扇島東公園の人工海浜の様子

また、災害発生時には国の管理のもと、首都圏の基幹的広域防災拠点として活用される。

※国の「東京湾臨海部基幹的防災拠点」として位置づけられ、管理を川崎市が実施。そのため、川崎市が公園の機能の見直しはできない。

東扇島西公園（グループ 1）

【 求められる機能・役割 】

- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| ■ A：休憩・休息の場 | ■ B：眺望の場 | ■ C：レクリエーションの場 |
| ■ D：親水の場 | □ E：学習の場 | □ F：情報発信の場 |
| ■ G：緩衝・修景の機能 | □ H：ネットワーク機能 | ■ I：災害への対応 |

川崎港で唯一の釣りができる大規模公園として多くの釣り人に利用され、芝生広場、展望台、駐車場やトイレ等が整備されている。一方で、護岸舗装部の水はけが悪い、広大な敷地に日差しや風を避ける場所（休憩所）が無いといった状況も見られることから、利用者により快適に過ごしてもらうため既設の施設を活用しつつ一部施設の見直しや植栽を活用した日差し・風を避けるための空間を創出し、快適な場を提供する。



東扇島西公園の釣りエリアの様子

また、災害発生時には、避難場所や延焼防止のオープンスペースとして機能するとともに、ヘリポートとして活用する。

※魚釣り以外にも、川崎港の運河や東京湾の眺め、航行する巨大なタンカーなどここで見られない景観を楽しむ場としても活用する。

東扇島中公園（グループ1）

【 求められる機能・役割 】

- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| ■ A：休憩・休息の場 | ■ B：眺望の場 | ■ C：レクリエーションの場 |
| □ D：親水の場 | ■ E：学習の場 | ■ F：情報発信の場 |
| ■ G：緩衝・修景の機能 | ■ H：ネットワーク機能 | ■ I：災害への対応 |
- ※川崎マリエンの機能も含んでいる

芝生広場、バーベキュー施設、緑道、パーゴラ、ベンチ、トイレ等が整備され、小学校の遠足等のイベント時に隣接する川崎マリエンの利用に併せて休憩（昼食）場所として利用されている。公園単体では通常時、周辺で働く人の休息・休憩の場としての利用等に限定されていることから、マリエンと一体となった利用を促進し、市民のにぎわいの場としていく。



川崎マリエンにおける
ビーチバレーの様子

園内の施設については管理状態も良くマリエンと連携することで新たな施設の整備は必要ないものの、マリエンと一体となった緑地空間として認識してもらえるように、施設の一部見直しを図る。

また、災害発生時には避難場所や延焼防止のオープンスペースとして機能するとともに、仮設住宅建設等の候補地とされている。

※川崎マリエンと一体的に利用することで、中公園には無い学習の場、眺望の場（展望台）、レクリエーション（テニス、ビーチバレー）等の機能を補うとともに、災害発生時の避難場所、電源供給の場（水素を用いた自立型エネルギー供給）としても補うことが可能。

東扇島北公園（グループ2）

【 求められる機能・役割 】

- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| ■ A：休憩・休息の場 | ■ B：眺望の場 | ■ C：レクリエーションの場 |
| ■ D：親水の場 | □ E：学習の場 | □ F：情報発信の場 |
| □ G：緩衝・修景の機能 | □ H：ネットワーク機能 | ■ I：災害への対応 |

運河の景観（海、船舶、橋梁等）や対岸部のちどり公園等の景観資源や海の開放感を楽しむため、運河に面した堀込部の水際線を開放する。

また、水際線の開放を行う際には、安全対策を行う。

さらに、公園部分は災害発生時の仮設住宅建設等の候補地とされており、堀込部には災害発生時の帰宅困難者輸送用の浮棧橋（船着場）が設置されている。

※運河に面した堀込部と併せた空間とすることで水際線を開放し、新たに運河の景観（海、船舶、橋梁等）や対岸部のちどり公園等の景観資源を楽しめる。

東扇島緑道（グループ3）

【求められる機能・役割】

- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| ■ A：休憩・休息の場 | □ B：眺望の場 | □ C：レクリエーションの場 |
| □ D：親水の場 | □ E：学習の場 | □ F：情報発信の場 |
| ■ G：緩衝・修景の機能 | ■ H：ネットワーク機能 | ■ I：災害への対応 |

東扇島内の緑地・公園を結ぶネットワークとして、また、港で働く人たちの休憩スポットとして、利用者がより快適に過ごすことができるように、緩衝・修景機能を維持しつつ、老朽化した設備の改修や植栽を適切に管理することで、これまで以上に見通しのよく明るい空間とする。

また、災害発生時には延焼防止のオープンスペースとして機能する。



東扇島緑道の様子

※東扇島内の「市民のにぎわいの活動拠点」である東公園、中公園、西公園間を、車を気にすることなく安心して移動できる重要なネットワーク（緑道）として活用する。

白石町緑地（グループ4）

【求められる機能・役割】

- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| ■ A：休憩・休息の場 | □ B：眺望の場 | □ C：レクリエーションの場 |
| ■ D：親水の場 | □ E：学習の場 | □ F：情報発信の場 |
| ■ G：緩衝・修景の機能 | □ H：ネットワーク機能 | ■ I：災害への対応 |

緑地内の既存施設を活用して、港で働く人たちがより快適に過ごすために、植栽の適切な管理等により運河部側を開放して海を眺め海風を感じられる空間（親水の場）とする。

また、災害発生時には避難場所や延焼防止のオープンスペースとして機能する。

※周辺施設の状況や利便性の問題から一般の利用ではなく、これまでと同様に周辺で働く人たちのための休息・憩いの場として活用する。

大川町緑地（グループ4）

【求められる機能・役割】

- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| ■ A：休憩・休息の場 | ■ B：眺望の場 | □ C：レクリエーションの場 |
| ■ D：親水の場 | □ E：学習の場 | □ F：情報発信の場 |
| ■ G：緩衝・修景の機能 | □ H：ネットワーク機能 | ■ I：災害への対応 |

緑地内の既存施設を活用して、港で働く人たちがより快適に過ごすために、老朽化した設備の一部改修や植栽の適切な管理などにより見通しがよく、これまで以上に運河の眺望や海（海風）を感じられる空間とする。

また、災害発生時には避難場所や延焼防止のオープンスペースとして機能するとともに、仮設住宅建設等の候補地とされている。

※周辺施設の状況や利便性の問題から一般の利用ではなく、これまで同様に周辺で働く人たちのための休息・憩いの場として活用する。

千鳥橋周辺緑地（グループ5）

【求められる機能・役割】

- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| □ A：休憩・休息の場 | □ B：眺望の場 | □ C：レクリエーションの場 |
| □ D：親水の場 | □ E：学習の場 | ■ F：情報発信の場 |
| ■ G：緩衝・修景の機能 | □ H：ネットワーク機能 | ■ I：災害への対応 |

川崎市市街地から川崎港への玄関口にあることから「川崎の海の玄関（川崎港への入口）」としての港のシンボルとなる空間にするとともに川崎港を案内する看板等による、情報発信の場としても活用する。

また、災害発生時における対応等に関する看板等を設置し情報の発信を行う。



千鳥橋周辺緑地の案内板

※規模が小さく大きな道路沿いの緑地であること、かつ現状において人があまり利用している様子もみられないことから、人（周辺で働く人等）が休息・休憩するための緑地等には適さないと考えられることから緩衝・修景を目的とした緑地として活用する。

6-3 港湾緑地の活用方策に関する基本計画

「港湾緑地の活用方策に係る基本方針」に基づき、各港湾緑地の機能・役割の内容を考慮のうえ、活用を促進するための基本計画について次の通り決めました。

それぞれの港湾緑地では、この方策の内容を踏まえて、各緑地の役割・機能の内容や周辺の環境(自然環境、社会環境)の状況など港湾緑地の特徴に応じて方策を実施していきます。

(1) すべての港湾緑地において実施すべき方策

● 港湾緑地における施設等の適切な維持管理の実施

施設の維持、管理、改修等を適切に実施し、利用者にとって快適な空間を提供することを目的とし、港湾緑地の機能・役割をしっかりと維持していく。

● 港湾緑地内における各港湾緑地や川崎港に関する情報の発信

【方策例】

◇情報の内容(例)

アクセス方法、トイレ・駐車場の有無等の施設情報、各緑地の環境情報(環境への取組)、レクリエーション施設情報、各種イベントの開催情報、緑地のおすすめスポット紹介、利用者にとって有益な情報提供 など

◇情報発信(例)

情報発信施設(特に拠点となる緑地)、案内看板・掲示板 など

● 防災情報の発信

【方策例】

◇情報の内容(例)

津波ハザードマップ など

◇情報発信(例)

案内看板・掲示板 など

(2) 港湾緑地の状況(グループ)に応じて特に実施すべき方策

● 港湾緑地のアクセスの多様化への対応

【方策例】

- ・東扇島内の緑地間にレンタル自転車を活用・導入することにより、サイクリングの一環としての港湾緑地の利用促進
- ・市街地から自転車でアクセス可能な緑地について、サイクリングマップの作成・配布 など

【特に実施を検討すべき緑地】

- ・市民の交流拠点の場(グループ1)となる緑地
- ・水際線開放の場(グループ2)となる緑地
- ・緑地間移動の場(グループ3)となる緑地

●HP・広報誌等の各種媒体の活用、周辺公共施設等への案内板の設置などによる、各港湾緑地の情報の積極的な発信

【方策例】

◇情報の内容（例）

アクセス方法、トイレ・駐車場の有無等の施設情報、各緑地の環境情報（環境への取組）、レクリエーション施設情報、各種イベントの開催情報、緑地のおすすめスポット紹介 など

◇情報発信（例）

市のHP、地元広報誌、バス停、バス車内、電車内、駅の掲示板、市の施設（かわさきエコ暮らし未来館、川崎マリエン）の活用 など

【特に実施を検討すべき緑地】

- ・市民の交流拠点の場（グループ1）となる緑地

●港湾緑地及び緑地内施設を活用したイベント等の開催による利用促進

【方策例】

◇イベント（例）

- ・広場等を活用したイベント
- ・市の施設や企業の工場見学と港湾緑地の利用を関係させた見学会
- ・港湾緑地を対象としたフォトコンテスト（おすすめスポットなど緑地のPRを目的としたもの） など

※周辺企業やNPOなどとの連携も踏まえたイベントの開催やイベントの企画段階から川崎港の振興に寄与している団体やスポーツ団体などと連携する。

【特に実施を検討すべき緑地】

- ・市民の交流拠点の場（グループ1）となる緑地

●親水施設を活用した体験型環境学習の実施

【方策例】

- ・生物環境の空間を活用した体験型環境学習

※体験型の環境教育・学習イベントなど、関係機関や団体と企画段階から連携する。また、合わせて研究機関の研究フィールドとして活用してもらうことも検討する。

【特に実施を検討すべき緑地】

- ・水際線開放の場（グループ2）となる緑地

●環境学習参加者を対象としたアンケートの実施

【方策例】

- ・生物環境の空間を活用した体験型環境学習へ参加した親子等へのアンケート

※体験学習の感想や今後、やりたいことなどを聞き取り、次回以降あるいは他の緑地・施設で実施する環境学習等の内容や進め方などの参考とする。

【特に実施を検討すべき緑地】

- ・水際線開放の場（グループ2）となる緑地

● 港湾緑地の魅力を向上させる方策の検討・実施

【方策例】

- 環境配慮技術の活用の検討
 - 観光資源として港湾緑地の利用検討
 - 利用者を対象としたアンケートの実施の検討（定期的なフィードバック）
 - 港湾緑地を活用した企業活動の紹介の場としての提供 など
- ※立地企業などの民間事業者が参入・賛同しやすい仕組みの検討
（例）CSR 機会（場）の提供、製品の宣伝・アピールできる場の提供 など

【特に実施を検討すべき緑地】

- 市民の交流拠点の場（グループ 1）となる緑地

6-4 港湾緑地の活用を支える施設の維持管理・運営に関する基本計画

「港湾緑地の活用を支える施設の維持管理・運営に係る基本方針」に基づき、各港湾緑地の維持管理・運営に係る基本計画について次の通り決めました。

それぞれの港湾緑地では、この手法の内容を踏まえて、求められる機能・役割や活用方策の内容など港湾緑地の特徴に応じて手法を実施していきます。

(1) すべての港湾緑地において実施すべき手法

●各緑地の維持管理マニュアルの作成（適切な植栽管理等）

各緑地の利用形態（各グループごと）に応じた管理水準を設定し、効果的な管理体制の構築を図る。

※植栽の管理については、管理コスト縮減やセキュリティ強化などを目指し、管理しやすい植栽への転換に向けた取組を積極的に進める。

●緑地ごとの利用ルール・マナーの明文化、周知の徹底

各緑地の利用ルールやマナーについて、安全な利用を促す掲示を園内の各所に設置する等、各緑地の利用者に対して、施設の特徴に応じた利用ルール・マナーの浸透を図る。

※深夜の大音量の騒音や公園利用者以外の無料駐車場の不正利用等を防止するため、駐車場の利用状況や必要性の精査など、不法行為防止と緑地利用者の利便性の向上を目指した駐車場のあり方を検討する。（駐車場の運営体制については市民のにぎわい活動拠点（グループ1）となる緑地について取組を行う。）

●緑地の利用形態に応じた施設の修繕・改善計画の策定

施設台帳を作成するとともに、その情報を基に計画的な修繕・改善を実施する。

※利用のきわめて少ない施設については、緑地ごとの役割・機能を踏まえつつ、必要に応じて、撤去、廃止についても検討する。
長寿命化と効率的維持管理を意識した整備、管理の検討をする。

●災害発生時（津波等）の対応体制の確保

緑地の利用者に災害発生時の対応や避難経路等に係る情報の着実な浸透に取り組みとともに、避難経路の確認や避難先への誘導など緊急放送網（防災無線）等を活用した訓練を行う。

(2) 港湾緑地の状況に応じて特に実施すべき手法

●緑地内の施設の管理及び運営における指定管理者制度等新たな管理手法の導入の検討

指定管理者制度等民間のノウハウを活かした、緑地内のトイレやベンチ等の施設の管理及びイベント開催等の運営、パトロール等（利用者に対する安全確保の観点）の維持管理手法の導入について検討する。同時に指定管理者によるイベントの開催を通して、各緑地の利用の促進について検討する。

【特に実施を検討すべき緑地】

- ・市民の交流拠点の場（グループ1）となる緑地

●売店等の設置を希望する民間事業者等によるパトロールや管理などの一部実施を条件に許可する手法の検討

利用者の利便性と管理水準の向上を図るため、緑地内に売店等の設置（移動式も含む）を希望する民間事業者に、緑地利用者への情報提供や緑地内パトロール、異常発生時の通報等の実施を条件に許可する手法について、検討する。

【特に実施を検討すべき緑地】

- ・市民の交流拠点の場（グループ1）となる緑地

●周辺の民間企業や協力団体などと協働した管理手法の検討

周辺企業や協力団体などとともに、イベント開催時の他、ボランティアとの協働による公園清掃などの管理手法について検討する。

【特に実施を検討すべき緑地】

- ・市民の交流拠点の場（グループ1）となる緑地
- ・港で働く人たちの休息・憩いの場（グループ4）となる緑地

●環境学習への参加者などと協働した管理手法の検討

環境学習参加者（児童・学生、親など）とともに、体験型学習など環境学習やイベント開催時の参加者と協働した公園清掃などの管理手法について検討する。

【特に実施を検討すべき緑地】

- ・水際線開放の場（グループ2）となる緑地

7. 計画の着実な実施に向けて

本計画の着実な実施に向けて、今後は港湾緑地及び周辺環境に関する調査を実施するなど現状を把握したうえで、求められる機能の配置や港湾緑地の活用方策、緑地活用を支える施設の維持管理・運営を推進していきます。

また、事業推進にあたっては次の点を踏まえながら事業を進めます。

① 他の関連計画との連携

川崎市緑の基本計画をはじめ、市内の関連する計画と互いに連携を図ります。

・関連計画（例）

「川崎市緑の基本計画」

「かわさき臨海のもりづくり緑化推進計画」

「川崎市新多摩川プラン」

② 関連する団体との連携

港湾緑地の恩恵を受けている人々（関係する組織、団体等）に対して、ヒアリングの実施や協議会の設置等により意見を聴くことにより、更なる臨海部の魅力向上を図ります。

・関係する組織、団体（例）

市民、企業、研究機関、教育機関、その他スポーツや環境学習、
川崎港の振興に寄与している団体

③ 川崎市総合計画との連動

本計画については、川崎市総合計画における分野別計画には位置づけられていませんが、計画の推進にあたっては関連する事務事業の進捗管理を通じて、総合計画との連動を図ります。

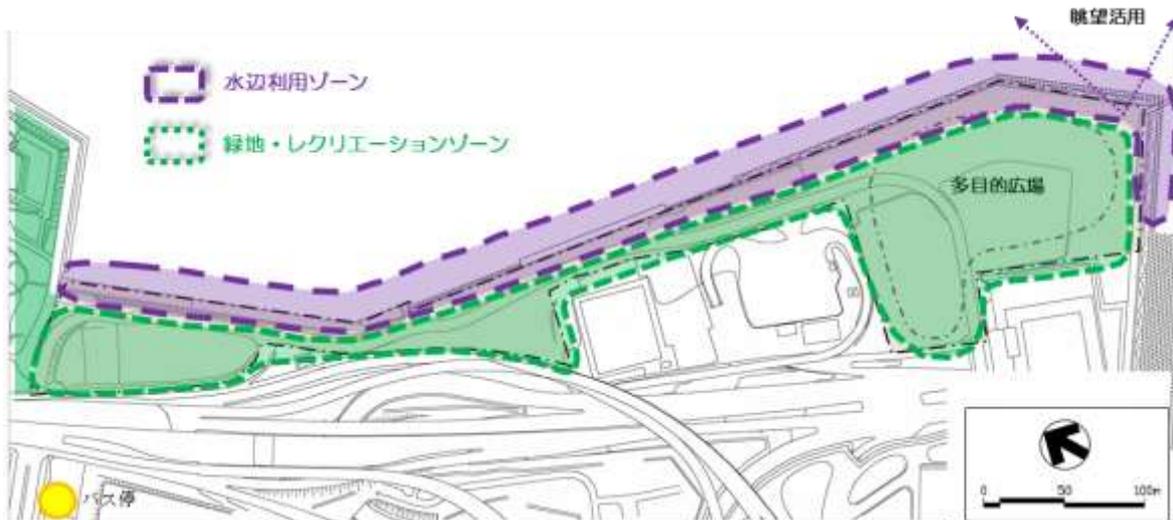
参考 新規・拡充港湾緑地の機能配置イメージ図

港湾緑地の求められる機能・役割から、新規・拡充港湾緑地の想定される機能配置の一例を以下のとおり、図示します。

具体的な施設の配置については、市民等の意見を踏まえたうえで、検討を行います。

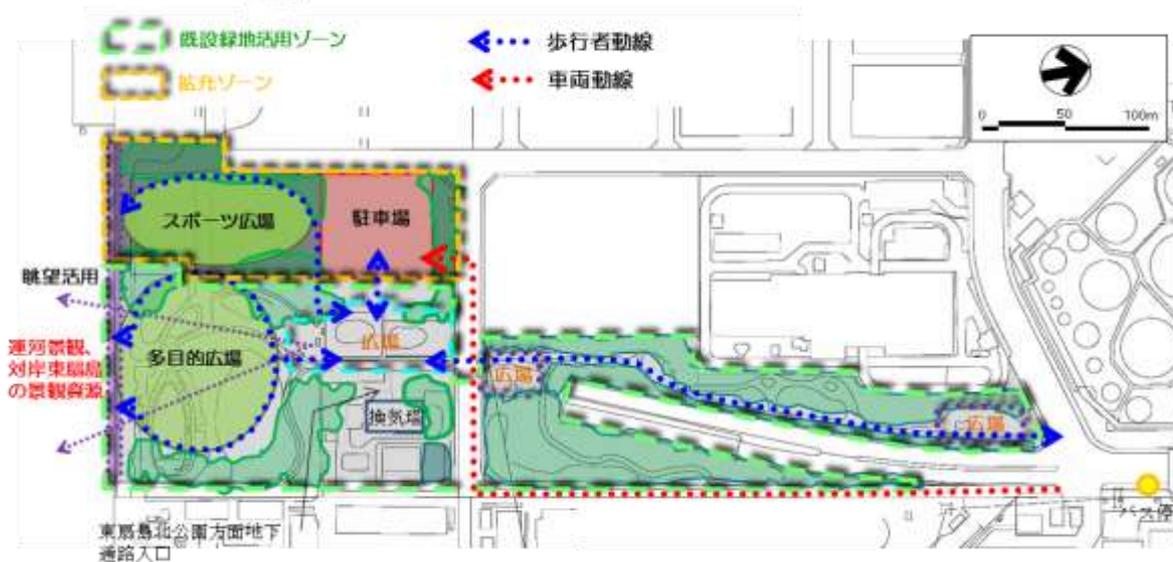
浮島1期地区

- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| ■ A：休憩・休息の場 | ■ B：眺望の場 | ■ C：レクリエーションの場 |
| ■ D：親水の場 | ■ E：学習の場 | ■ F：情報発信の場 |
| □ G：緩衝・修景の機能 | □ H：ネットワーク機能 | ■ I：災害への対応 |



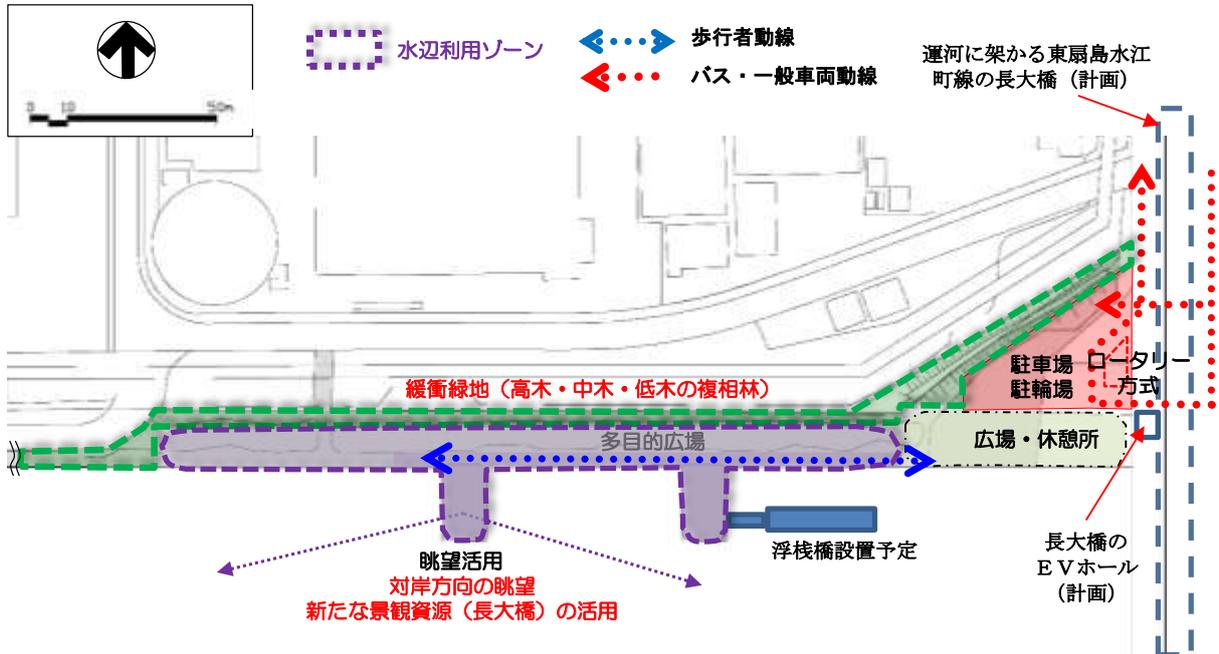
ちどり公園

- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| ■ A：休憩・休息の場 | ■ B：眺望の場 | ■ C：レクリエーションの場 |
| ■ D：親水の場 | □ E：学習の場 | □ F：情報発信の場 |
| □ G：緩衝・修景の機能 | □ H：ネットワーク機能 | ■ I：災害への対応 |



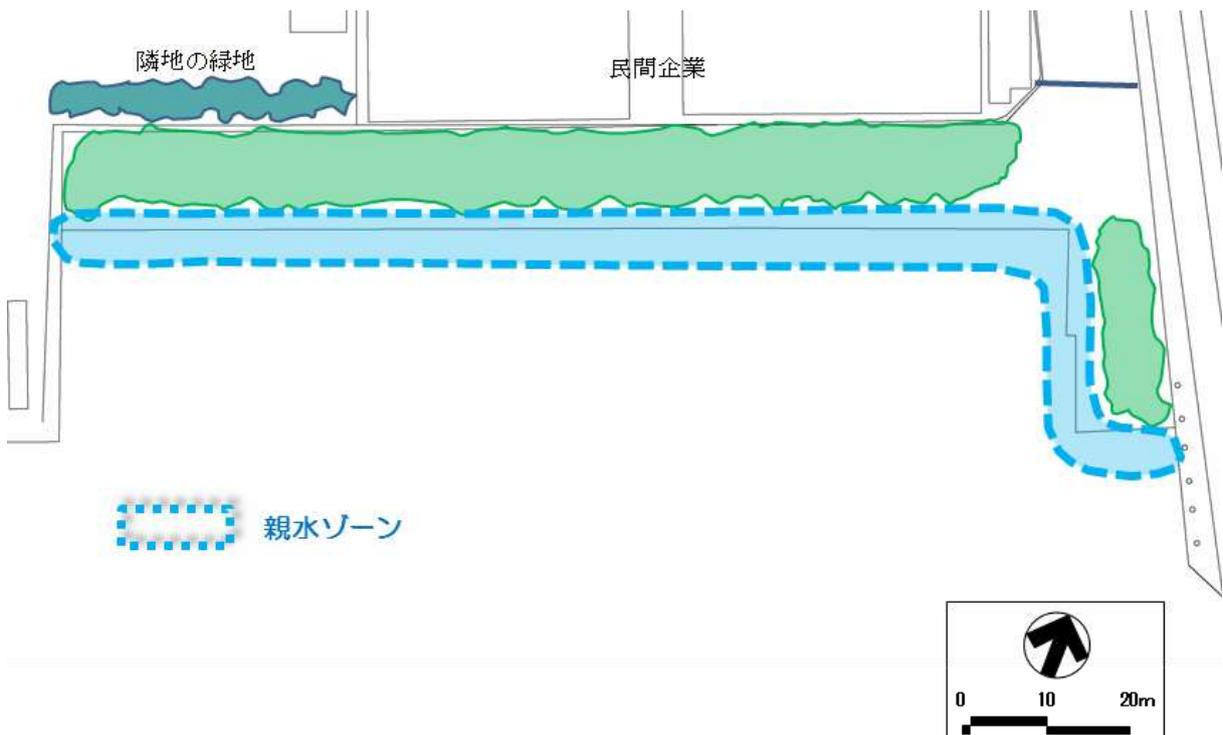
水江町緑地

- | | | |
|----------------|----------------|------------------|
| ■ A : 休憩・休息の場 | ■ B : 眺望の場 | □ C : レクリエーションの場 |
| ■ D : 親水の場 | □ E : 学習の場 | □ F : 情報発信の場 |
| ■ G : 緩衝・修景の機能 | □ H : ネットワーク機能 | ■ I : 災害への対応 |



末広物場場

- | | | |
|----------------|----------------|------------------|
| □ A : 休憩・休息の場 | □ B : 眺望の場 | □ C : レクリエーションの場 |
| ■ D : 親水の場 | ■ E : 学習の場 | □ F : 情報発信の場 |
| ■ G : 緩衝・修景の機能 | □ H : ネットワーク機能 | ■ I : 災害への対応 |



< 參考資料 >

<参考1 港湾緑地及び港湾緑地の予定地の現況>

①. 浮島1期地区（新規）

■現 状

項 目	諸 元
敷地形状	延長約 1km の護岸、幅約 20～100m
施 設	一部、浮島つり園として整備されている。約 240m。それ以外は未整備。約 700m。管理のためアスファルト舗装の道路が設けられている。
植 栽	植栽なし、チガヤ等の草地、一部にキョウチクトウ、グミ等の木本あり。
周辺土地利用	西側（多摩川上流側）に、浮島町公園が整備されている。 中央近くに、首都高湾岸線川崎航路トンネルの換気塔がある。 近隣にはかわさきエコ暮らし未来館、太陽光パネル等の環境施設がある。
計画地へのアクセス	川崎駅よりバスで 31 分、「浮島町公園入口」下車。 アクアラインに続く首都高速神奈川 6 号川崎線、国道 409 号線に隣接。
バス停からのアクセス	最寄りバス停より徒歩 3 分
景 観	北北東方向の護岸からは羽田空港が眺望できる。 東南東方向の護岸からは埋立地（浮島 2 期地区）が見え、眺望的に好ましくない。 水の透明度は東側（海側）へ行くほど高くなっている。
利用状況	現地調査時（平日午前）には、浮島つり園に数名の釣り人がいた。 ※つり園以外は立入禁止。
将来計画	浮島 1 期地区土地利用基本方針の策定 国道 357 号線の整備

■分 析

アクセス：国道 409 号線に隣接するので、特に車での利用を考慮する必要がある。

国道 409 号線から左折または右折して敷地に入ることができないので、改善が望まれる。

首都高湾岸線、アクアライン等高速道路でのアクセスの利便性は良い。

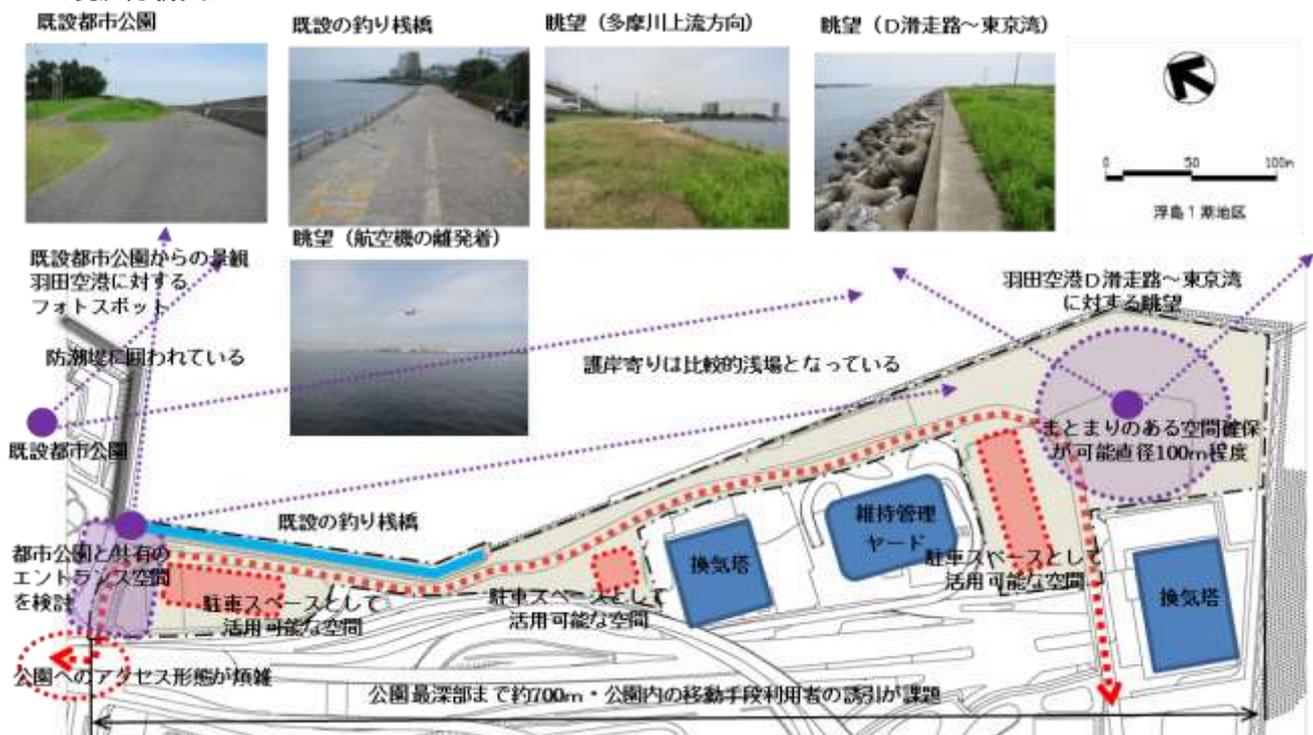
景 観：羽田空港を離発着する飛行機を一望できる魅力ある景観である。

自然環境：多摩川河口に位置するため、多様な水生生物が生息する可能性がある。護岸近くは水深 5m 以下、近傍地点の水質（透明度）は 1.5～4.5m（H20～H25 の最小値～最大値）。

利 用：敷地へのアクセスの改善により、アクアライン利用者の利用が期待できる。

施 設：護岸の活用が可能。近隣のかわさきエコ暮らし未来館や太陽光パネル施設等の環境施設との連携や隣接する浮島町公園と一体的に整備することで相乗効果が期待できる。

<現況分析図>



②. ちどり公園（拡張）

■現 状

項 目	諸 元
敷地形状	運河沿い約 120m×180m、高速道路沿い約 250m×70m
施 設	園路、芝生広場、展望台（船の形）、駐車場、トイレ、柵 等
植 栽	高木：ヤマモモ、マテバシイ、クスノキ、クロマツ、アラカシ、シラカシ等 低木：アベリア、トベラ、ドウダンツツジ等
周辺土地利用	運河、公共ふ頭、民間企業（工場等）、公園の一角には海底トンネルの換気塔がある。
計画地へのアクセス	川崎駅よりバスで 22 分、「東電前」下車。千鳥町地区から東扇島へ向かう主要道路に面している。東扇島北公園から地下通路がつながっている。
バス停からのアクセス	最寄りバス停より徒歩 2 分
景 観	運河部の眺望が開ける。（対岸は東扇島北公園）
利用状況	昼休憩のジョギング利用や休憩、楽器の練習をする利用者も見られる。 駐車場は昼休憩のための車を止めて車内での休憩利用。
将来計画	千鳥町 7 号岸壁を緊急物資輸送用耐震強化岸壁として整備、千鳥町再整備計画に伴ってちどり公園を拡張予定（約 60m×180m）、発災時には緊急物資などの荷捌きの場として利用。ちどり公園からの景観資源となる橋梁（東扇島水江町線）が整備予定。

■分 析

アクセス：車でアクセスする際の道路脇の入口がわかりにくく、ルート変更等の検討が必要である。

景 観：運河対岸に東扇島北公園がある。将来的には東扇島水江町線の橋梁が景観資源となる。

強剪定されている密度の高い高木に対して、景観に配慮した維持管理が望まれる。

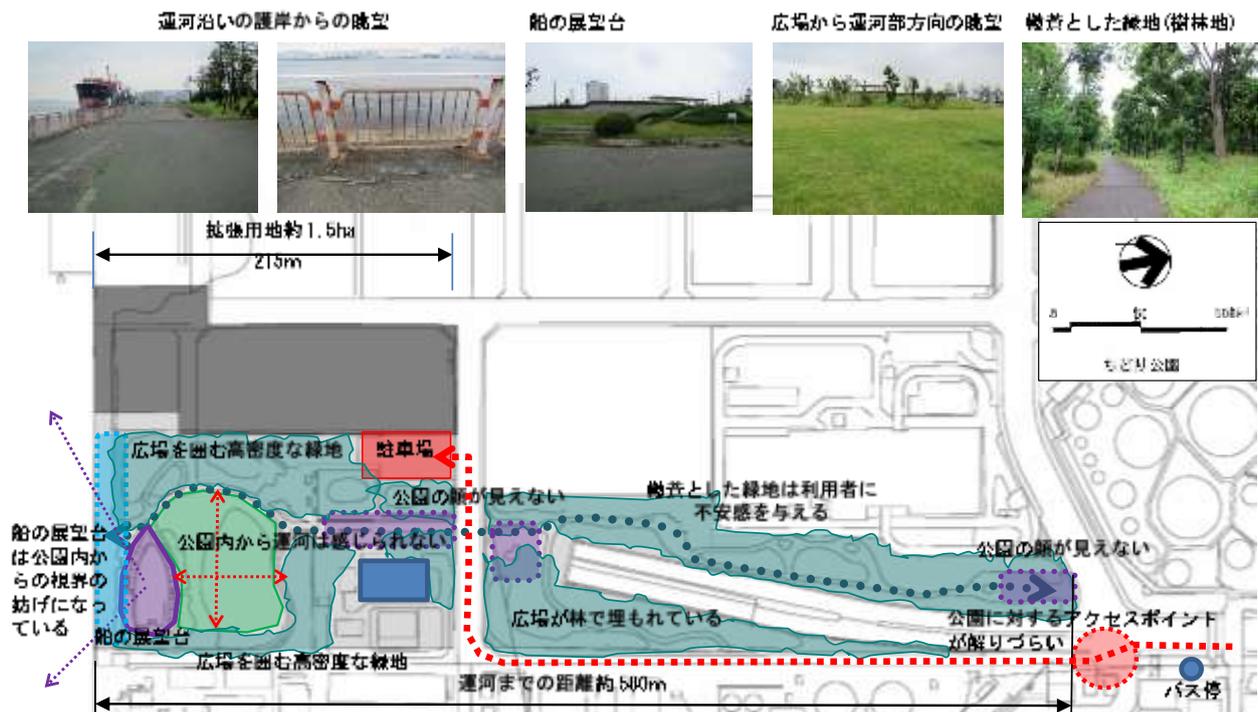
広場から運河の眺望を船の展望台が遮ってしまい解放感がない。

自然環境：人工的な護岸や植栽のため、特に自然性は高いとはいえない。近傍地点の水質（透明度）1.2～6.5m（H20～H25 の最小値～最大値）。

利 用：利用しやすいように車のアクセスの変更や歩行者のアプローチの改善が必要である。

施 設：老朽化した施設のリニューアルが必要である。

<現況分析図>



③. 東扇島東公園（既設）

■現 状

項 目	諸 元
敷地形状	約 800m×300m、15.2ha
施 設	芝生広場、バーベキュー広場(有料)、多目的広場(グラウンド)、ウッドデッキ、人工海浜、ドッグラン(利用登録制)、トイレ(4 ヶ所)、潮入の池(磯)、駐車場(2 ヶ所)、公園管理事務所 等
植 栽	芝生を主体とした植栽、高木の並木
周辺土地利用	周辺は倉庫等の民間企業。園内に高速道路の換気塔、首都圏臨海防災センターがある。
計画地へのアクセス	川崎駅よりバスで 28 分、「東扇島東公園前」下車。
バス停からのアクセス	最寄りバス停より徒歩 1 分
景 観	運河方面に広々とした眺望がある。航行船舶や飛行機も眺められる。
利用状況	人工海浜(潮干狩り可)、バーベキュー広場、芝生広場、ウッドデッキなどが利用されている。潮入の池では環境ツアー等も実施されている。 毎週土日には、大小さまざまなイベントが開催されている。
位置付け	災害時の首都圏の基幹的広域防災拠点。国が整備した施設であり新たな施設整備は難しい。
将来計画	—

■分 析

アクセス：広大な駐車場が整備されており、バス及びマイカーでのアクセスが可能である。

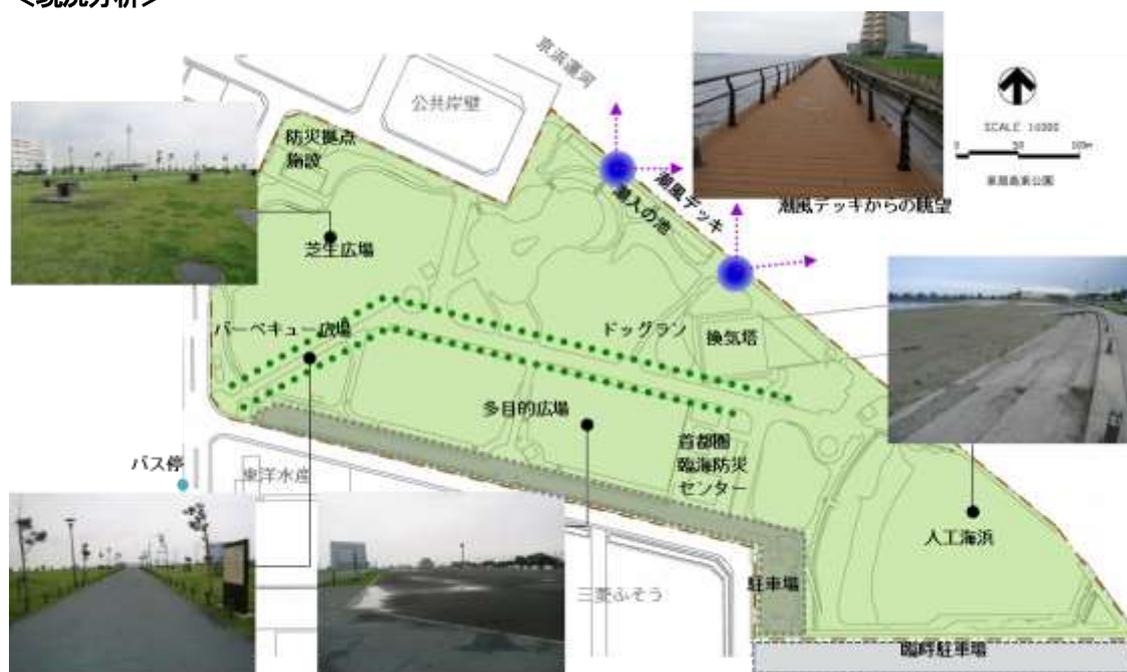
景 観：平坦な芝生広場や多目的広場など公園内の多くが平坦なつくりになっていることから園内のどこからでも運河方面に広々とした眺望がある。

自然環境：人工的に作られているが、人工海浜や磯場で海（水）や生物とふれあうことができる。
風や地下水位の影響のためか、植物の生育がよくない。

利 用：芝生広場、バーベキュー広場、多目的広場、人工海浜などが整備され利用性が高い。一方で、基幹的広域防災拠点としての役割から、施設整備に制限があり、広大な敷地に対して日差しや風をよけられる休憩場所（あずまや、木陰など）が少ない。

施 設：施設は比較的新しく維持管理が適切に行われている。潮風デッキに一部不陸（凸凹）が生じている。

<現況分析>



④. 東扇島中公園（既設）

■現 状

項 目	諸 元
敷地形状	約 300m×250m、1.5ha
施 設	芝生広場、バーベキュー広場(有料)、壁当て広場、緑道、トイレ、パーゴラ、ベンチ、レンタル自転車の保管庫、事務所 等
植 栽	高木：ソメイヨシノなど、低木：オオムラサキツツジ 等
周辺土地利用	北側は東扇島緑道及び国道 357 線、首都高速湾岸線に隣接。 南側は川崎マリエンの関連施設（テニスコート、ビーチバレーコート）に隣接。
計画地へのアクセス	川崎駅よりバスで 26 分、「川崎マリエン前」下車。
バス停からのアクセス	最寄りバス停より徒歩 2 分。
景 観	周辺は高木、中心は芝生広場。南側（東京湾側）に川崎マリエンが見える。
利用状況	バーベキュー、テニスの壁打ち練習、休憩、ジョギング等での利用。川崎マリエンと連携して小学校等のイベント時には芝生広場を昼食休憩の場として利用。
位置付け	災害発生時の仮設住宅建設地等の候補地となっている。
将来計画	—

■分 析

アクセス：隣接する川崎マリエンの駐車場が利用できるため、バス及びマイカーでのアクセスが可能である。

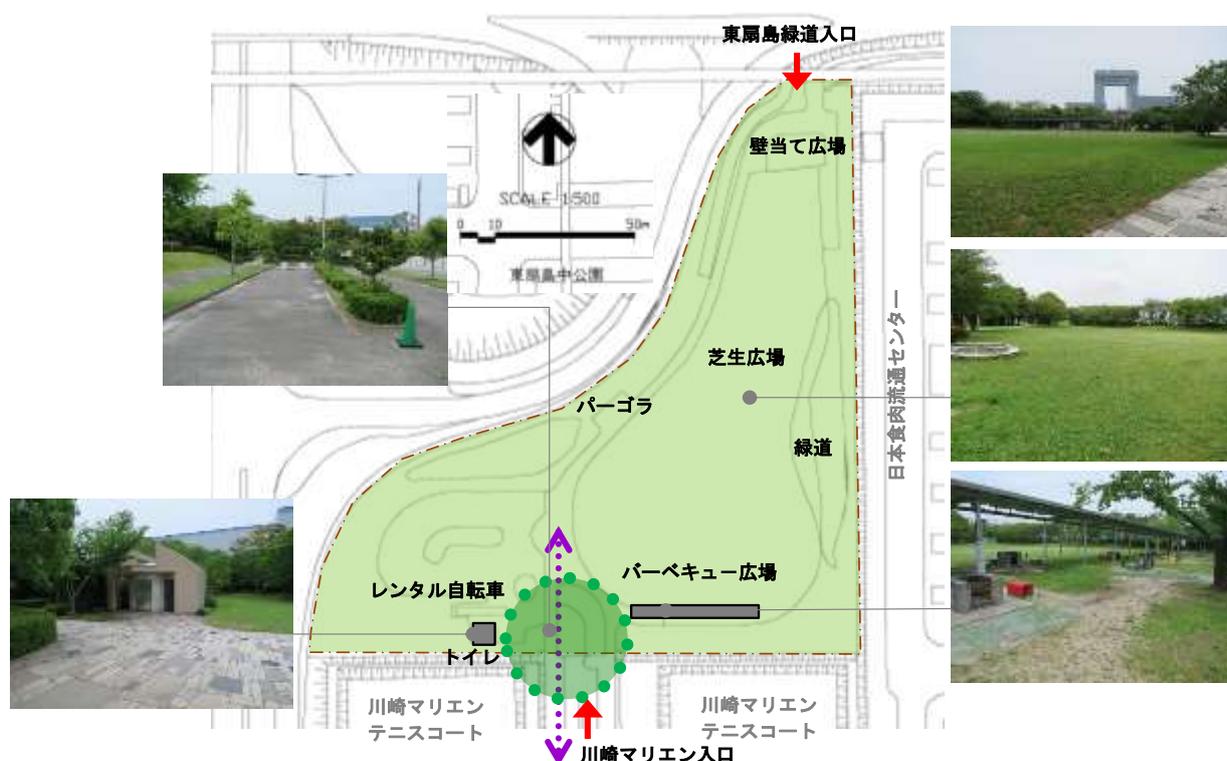
景 観：高速道路、倉庫、川崎マリエンなど人工的な景観である。

自然環境：人工的な植栽以外に特筆すべき自然環境はない。

利 用：コミュニティー施設の川崎マリエンの施設及び東扇島緑道と一体的に利用できる。

施 設：施設は比較的古いがよく管理されている。

<現況分析>



⑤. 東扇島西公園（既設）

■現 状

項 目	諸 元
敷地形状	延長約 500m、幅約 70～150m、4.5ha
施 設	魚釣り護岸、芝生広場、デッキ、展望台、トイレ(2カ所)、駐車場(2カ所)、緑道、ベンチ、柵 等
植 栽	高木：クロマツが主体 低木：シャリンバイ、トベラ、ハマナス 等
周辺土地利用	運河、民間企業(自動車販売、倉庫等)
計画地へのアクセス	川崎駅よりバスで 35 分、「東扇島西公園前」下車。
バス停からのアクセス	最寄りバス停より徒歩 2 分。
景 観	運河に面し東京湾の眺望が開けている。巨大な貨物船等の航行が間近に見られる。
利用状況	主に釣り場として利用されている。駐車場で釣り餌を販売(移動販売車)している。
位置付け	災害発生時にはヘリポートとして利用可能である。
将来計画	—

■分 析

アクセス：駐車場の入口が現状は変則的になっておりわかりにくい。

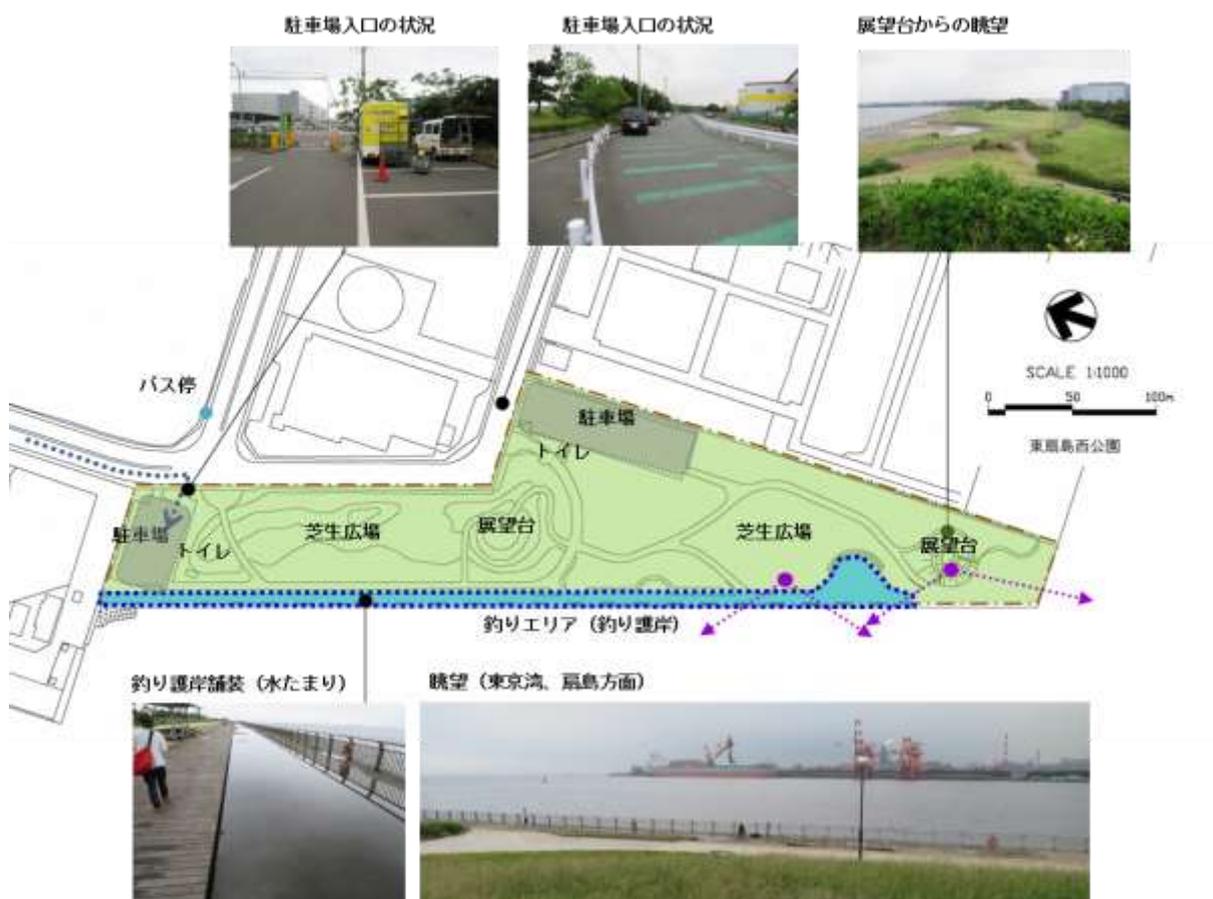
景 観：公園のどこからでも運河、東京湾を眺望でき、航行する巨大貨物船等も見ることができる。

自然環境：人工的な植栽及び護岸のため、特筆すべき自然環境はない。

利 用：釣りを主体に利用されている。

施 設：水はけの悪い舗装部分の改善が必要である。日差しをよける施設はほとんどない。

<現況分析>



⑥. 水江町緑地（新規）

■現 状

項 目	諸 元
敷地形状	延長約 300m、幅約 5～20m
施 設	護岸、歩道
植 栽	高木：クロマツ(一団の緑地形成) 特殊樹木：ワシントンヤシ
周辺土地利用	工場(工場団地)等
計画地へのアクセス	川崎駅からバスで 21 分、「水江町」下車。
バス停からのアクセス	最寄りバス停より徒歩 2 分
景 観	運河に面し、眺望が開けている。
利用状況	護岸からの眺望利用等
将来計画	浮棧橋(平時は観光船発着場、災害時には帰宅困難者輸送用に利用)整備予定 (供用時に当該地に移設)。東扇島水江町線の歩行者も利用できる橋梁が隣接して整備予定(エレベータ乗り場あり)。

■分 析

アクセス：東扇島水江町線の橋梁整備後はマイカーやバスによる利用性が高まる。

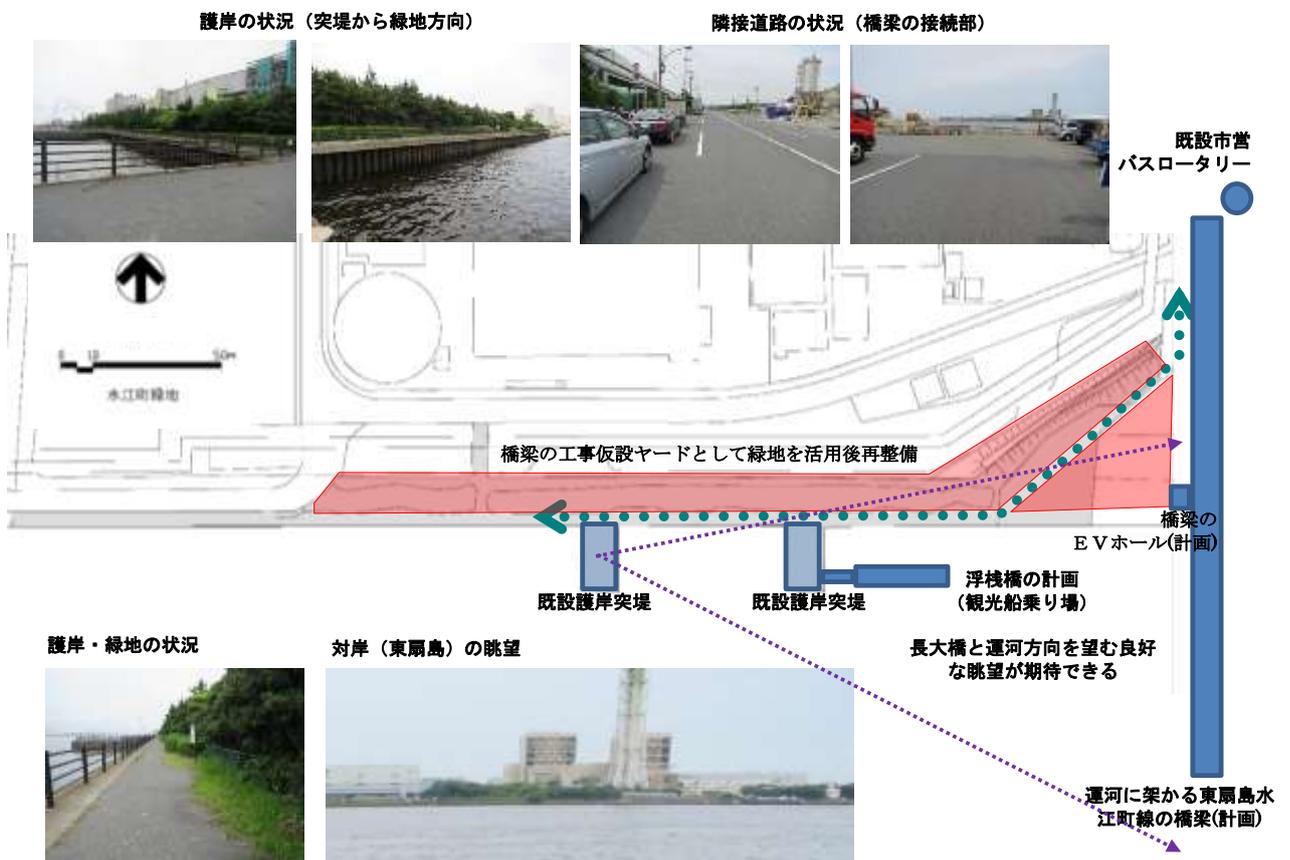
景 観：魅力ある開放的な運河の景観。東扇島水江町線の橋梁完成後は、新たな景観資源となる。

自然環境：橋梁建設に伴う再整備により運河沿いの一団の緑が失われることから、再整備後は緑（植栽）の配置が重要となる。近傍地点の水質（透明度）1.1～5.2m（H20～H25の最小値～最大値）。

利 用：東扇島水江町線の橋梁及び浮棧橋（観光船乗り場）整備後には両方の利用者による公園利用者の増加が見込まれる。浮棧橋は災害時の船着き場としても利用。

施 設：既存の護岸の活用が可能である。

<現況分析図>



⑦. 塩浜係留護岸（新規）

■現 状

項 目	諸 元
敷地形状	荷さばき部約 30m×40m、係留部約 L65m×W6m
施 設	係留護岸 防潮扉：改修等は禁止
植 栽	なし
周辺土地利用	入江崎温水プール、入江崎水処理センター、入江崎クリーンセンター、川崎市南部リサイクルセンター等の市の施設、民間ゴルフ練習場等の他、工場等が立地。
計画地へのアクセス	川崎駅よりバスで 20 分、「入江崎温水プール前」下車。
バス停からのアクセス	最寄りバス停より徒歩 1 分。バス停のある道路に隣接。
景 観	道路から敷地（緑地予定地）全体を見渡せる。 敷地から水辺、道路の街路樹、運河沿いの緑を見渡せる。
利用状況	—

■分 析

アクセス：川崎駅からバスで 18 分、バス停に隣接しアクセスしやすい。

景 観：敷地全体が水辺に接し運河を見渡せ、道路の街路樹、近隣の緑が比較的豊かで、良好な景観である。

自然環境：護岸の一部の浅瀬は魚介類等の生息の場（ビオトープ）として活用できる。護岸前面の水深は 3m 以浅、近傍地点の水質（透明度）1.4～5.2m（H20～H25 の最小値～最大値）。

利 用：周辺に温水プールなどの集客施設が存在することから、それらの施設と併せた利用が期待できる。

施 設：係留護岸など老朽化対策の延長で利用転換が可能。

※出入口は交差点から遠ざけることがのぞましい。

<現況分析図>



⑧. 末広物揚場（新規）

■現 状

項 目	諸 元
敷地形状	延長約 120m、幅約 15m。
施 設	物揚場跡地、護岸部の水深は 3m 以浅（干潮時には一部で海底が露出）。
植 栽	なし
周辺土地利用	北西側、南西側は民間企業用地。1.5km 程度の場所に川崎市環境総合研究所がある。
計画地へのアクセス	川崎駅からバスで 25 分、「小島町」下車。
バス停からのアクセス	最寄りバス停より徒歩 2 分。現在、駐車場（敷地の北西側）として利用されているスペースを 200m 程度通ってアクセスする。
景 観	運河を望める。
利用状況	関係者以外立ち入り禁止
将来計画	—

■分 析

アクセス：道路から駐車スペース（ふ頭用地許可により駐車場として利用されている）を通らないとアクセスできない。

景 観：緑は少ないが運河の眺望を楽しむことができる。

自然環境：護岸沿いの水深が浅く、流れも穏やかで多摩川との水の交換が行われやすいことから水質も比較的良く水生生物の生息場としてのポテンシャルが高い。護岸前面の水深は 3m 以浅、近傍地点の水質（透明度）1.5～3.9m（H20～H25 の最小値～最大値）。

利 用：アクセスや護岸の状況、駐車場の確保等の面からも日常的な一般利用は難しい。

施 設：老朽化対策の延長で利用転換が可能。

<現況分析図>



⑨. 東扇島北公園（既設）

■現 状

項 目	諸 元
敷地形状	道路で既設公園部分(北公園)と護岸部分(堀込部)に分割される。 公園部約 100m×75m、護岸部約 L350m×W8~20m
施 設	芝生広場、園路、トイレ、駐車場(現在使用中止)(施設は老朽化)
植 栽	中高木 : サンゴジュ、シラカシ、クスノキ、ヤマモモ、モチノキ、クロマツ等 低木地被 : シバ、サザンカ、カンツバキ、トベラ、アベリア、オオムラサキツツジ等
周辺土地利用	民間企業(倉庫等)、一角に東電の変電所、NTT 管理施設、海底トンネルの換気塔がある。
計画地へのアクセス	川崎駅よりバスで 32 分、「東扇島北公園入口」下車。
バス停からのアクセス	最寄りバス停より徒歩 2 分。ちどり公園から地下通路がつながっている。
景 観	公園部分は高木が成長しうっそうとしている。芝生広場から運河を眺望できない。 堀込部からは運河や対岸のちどり公園を眺望できる。
利用状況	調査時には、公園利用者はいなかったが、地下道利用者が数名いた。
位置付け	既設公園部は災害時に仮設住宅建設地等の候補地となっている。
将来計画	堀込部からの景観資源となる橋梁（東扇島水江町線）が整備予定。

■分 析

アクセス：川崎駅からバスが運行しているものの、近隣の利用施設である東扇島中公園や川崎マリエンとは、高速道路などで分断されアクセスに難がある。駐車場の整備などアクセス性の改善が望まれる。

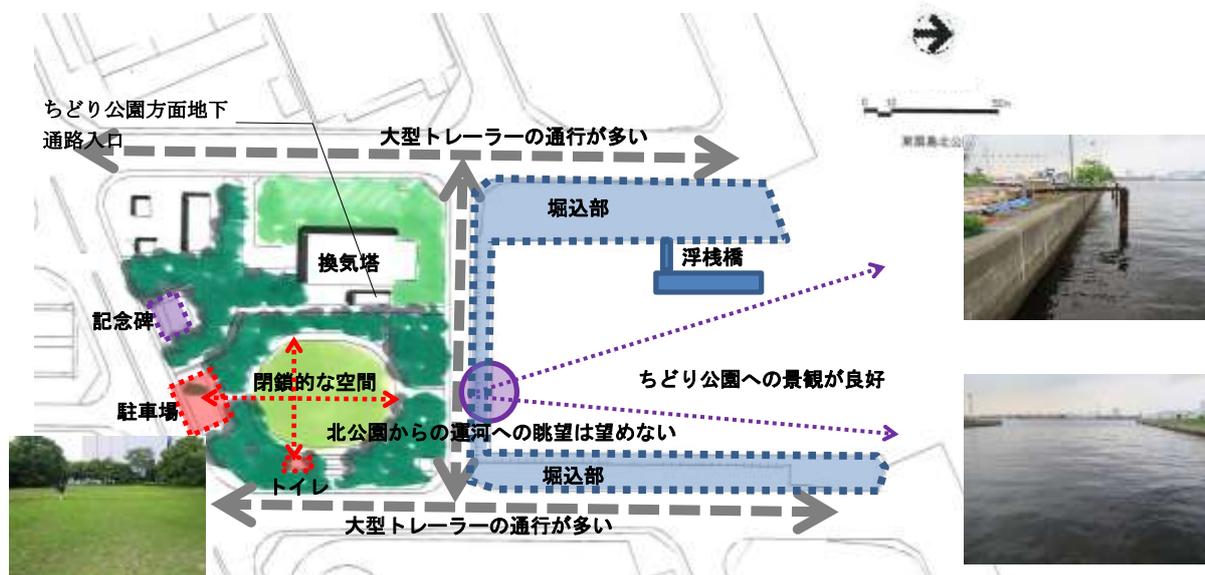
景 観：水際線を開放し、運河の景観や対岸部のちどり公園の眺望を楽しむため、堀込部の整備や既設公園からの見通しを良くするための樹木の伐採や剪定が必要である。また、将来的には堀込部から橋梁（東扇島水江町線）を眺めることができる。

自然環境：埋立て地の植栽のため特に保全すべき良好な自然環境ではない。堀込部の近傍地点の水質（透明度）1.2~6.5m（H20~H25の最小値~最大値）。

利 用：現在の周辺の状況等では極端な利用増加は期待できない。利用を促進するためには魅力ある公園としての機能配置や東扇島東公園や東扇島中公園からの誘導が必要である。

施 設：堀込部には災害発生時の帰宅困難者輸送用の浮棧橋が設置されている。
既設緑地部分での快適な利用のためには老朽化した施設の再整備、堀込部での水際線を開放するための利用空間の整備が必要であり、分断されている両エリアの一体的な利用が望まれる。ただし、護岸部分は海底トンネルが埋設されているため、造成はできない。

<現況分析図>



⑩. 東扇島緑道（既設）

■現 状

項 目	諸 元
敷地形状	延長約 3km、東扇島東公園、中公園、西公園を結ぶ。4.7ha
施 設	園路、ベンチ、バーゴラ、広場、スキップウォーク、車止め、柵、案内標識 等
植 栽	高木：サクラ、サンゴジュ等/低木：オオムラサキツツジ、シバ等区間ごとに植栽が異なる。
周辺土地利用	倉庫等の民間企業等、国道 357 号線が平行して走っている。
計画地へのアクセス	東扇島東公園から西公園までを結ぶ緑道であることから東公園、中公園、西公園からアクセスが可能である。川崎駅よりバスで 30 分程度、「東扇島東公園前」、「川崎マリエン前」、「東扇島西公園前」等下車。
バス停からのアクセス	東公園、中公園、西公園の最寄りバス停より徒歩 5 分以内。
景 観	緑道からの眺めは良くない。
利用状況	ジョギング等に利用されている。平日は公園間の移動のための利用はあまりない。
将来計画	—

■分 析

アクセス：駐車場のある東扇島東公園、東扇島中公園（川崎マリエン）、東扇島西公園と接しており車でのアクセスは容易である。

景 観：湾岸線などの道路との緩衝緑地として機能している。

自然環境：人工的な植栽であるが生物の移動空間としては有効と考えられる。

利 用：東扇島東公園、東扇島中公園、東扇島西公園の公園間の移動など、一体的な利用が想定される。

施 設：老朽化のため、一部の施設については見直しが必要である。

<現況分析>



⑪. 白石町緑地（既設）

■現 状

項 目	諸 元
敷地形状	約 40m×60m、0.2ha
施 設	芝生広場、園路、パーゴラ、ベンチ、コンクリート洗い出し柵、チェーン 等
植 栽	サクラ並木、南側敷地境界はカイツカイブキ、シラカシ。 運河側は高木等が密植されている。
周辺土地利用	周囲は工場等、運河の対岸は採石や土砂等を扱う工場 等
計画地へのアクセス	川崎駅からバスで 20 分、「白石町」下車。あるいは、JR 鶴見線の「武蔵白石駅」で下車。
バス停からのアクセス	最寄りバス停より徒歩 10 分。最寄り駅より徒歩 10 分。
景 観	道路から樹木越しに芝生広場が見える。公園内から運河は樹木に遮られていてほとんど見えない。
利用状況	周辺工場等の従業員の利用が考えられる。
将来計画	—

■分 析

アクセス：バス停から遠く、駐車場もない。

景 観：道路側に開かれている。解放感を得るためには運河方面の眺望が開かれたほうが良い。

自然環境：人工的な植栽地であり、自然性は高くない。

利 用：アクセス性が悪いため利用は周辺地域の人に限られる。

施 設：管理されているがチェーンがない箇所があり、補修が必要である。

<現況分析>



芝生広場



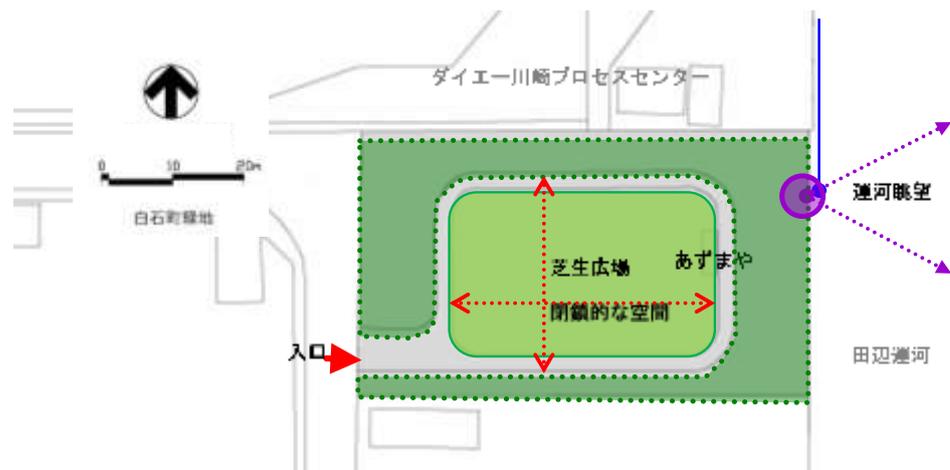
あずまや



柵辺の植栽の状況（運河の眺望）



入口



⑫. 大川町緑地（既設）

■現 状

項 目	諸 元
敷地形状	バスロータリー約 50m×50m を中心に約 1km の緑道が整備されている。1.5ha
施 設	バスロータリー部：グラウンド、パーゴラ、トイレ、ベンチ、車止め、コンクリート洗い出し柵・チェーン 等 大川駅沿い部：園路、車止め、パーゴラ、ベンチ 等 運河沿い部：園路、車止め、ベンチ 等 昭和電工沿い部：コンクリート洗い出し柵 等
植 栽	クロマツ、サクラなどが並木状に植栽されている。
周辺土地利用	周囲は工場、倉庫等。運河の対岸は工場。
計画地へのアクセス	川崎駅からバスで 22 分、「日清製粉前」下車。あるいは JR 鶴見線の「大川駅」、「武蔵白石駅」下車。（※大川駅発着の列車は日中はほとんど運行していない）
バス停からのアクセス	最寄りバス停より徒歩 1 分。最寄り駅の大川駅からは徒歩 1 分、武蔵白石駅からは徒歩 15 分。
景 観	緑道は樹木が繁茂している。運河沿いも樹木が繁茂しているが部分的に開放されている。
利用状況	昼休みには、休憩や軽いスポーツを楽しんでいる人が見かけられる。
位置付け	災害発生時には仮設住宅建設地等の候補地となっている。
将来計画	—

■分 析

アクセス：バス停に隣接しておりバスでのアクセスは良い。また、JR 鶴見線の大川駅に隣接してはいるものの日中の列車の運行はほとんどないことから電車でのアクセスは良くない。また、休日はバス、電車共に運行本数は少ない。

景 観：樹木が成長しすぎて眺望が限られる。解放感を得るために運河沿いの眺望をより確保する必要がある。

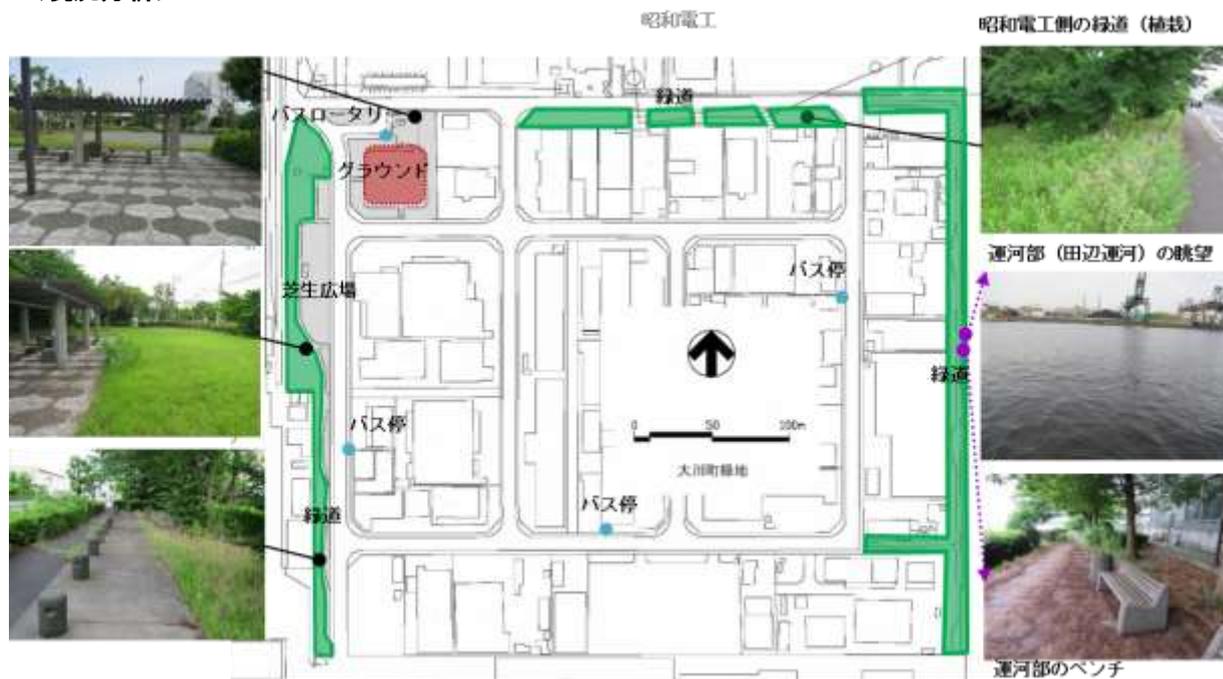
自然環境：人工的な植栽地であり、自然性は高くない。

利 用：緑地に駐車場はなくバスや電車の終点に位置するため、利用は周辺地域の人々に限られる。

施 設：園路と歩道が並行して設けられており使い勝手が悪い。

トイレの破損や柵のチェーンの紛失があり、補修が必要となっている。

<現況分析>



⑬. 千鳥橋周辺緑地（既設）

■現 状

項 目	諸 元
敷地形状	道路沿い約 300m 両側。0.5ha
施 設	モニュメント(灯台)、サイン(案内板)、ベンチ、園路、芝生広場
植 栽	高木：マテバシイ、ヤマモモ、サンゴジュ、クスノキ、キョウチクトウ、イチョウ 等 低木：アベリア、オオムラサキツツジ、チガヤ 等
周辺土地利用	道路、運河、軌道敷。周囲は工場、市の施設等。
計画地へのアクセス	川崎駅からバスで 18 分、「日本触媒前」下車。
バス停からのアクセス	最寄りバス停より徒歩 1 分。
景 観	すべての緑地が道路に面している。道路からの視認性は良い。
利用状況	工場地帯で車の往来が多い反面、歩道の利用者は少ない。
将来計画	—

■分 析

アクセス：大通り沿いの緑地で駐車場はないことから、バスでのアクセスに限られる。

景 観：道路の重要な緩衝の緑となっている。千鳥橋付近の緑地から運河を眺めることができる。

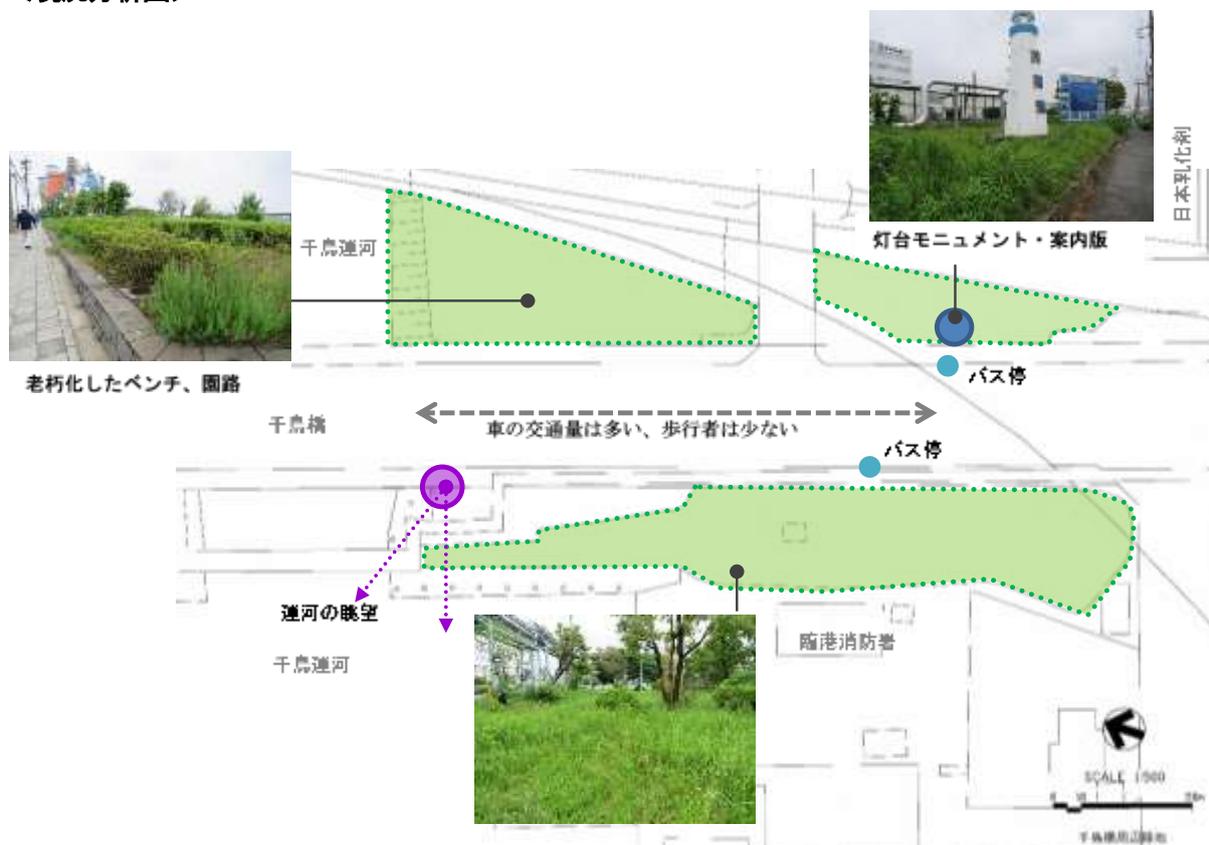
自然環境：人工的な植栽地であり、自然性は高くない。

利 用：交通量が多いため、利用性は良くない（ベンチが設置されているが利用した形跡はない）。

施 設：市街地から川崎港への玄関（メインの入口）として機能している。

モニュメント等もふくめ、施設が老朽化しており、リニューアルが必要である。

<現況分析図>



<参考2 港湾緑地周辺の状況（ポテンシャル）>

(1)川崎港内の見学等学習施設及びレクリエーション（スポーツ）施設の状況

川崎港内の見学等学習施設及びレクリエーション施設（スポーツ）の状況について既存資料により整理しました。各施設の位置は、図1に示すとおりです。

川崎港内には川崎区が企業市民交流事業として平成21年度より実施している「川崎臨海部の夢発見！バスツアー」や、企業が独自に実施している工場見学等を含む24の学習施設があります。また、一般市民が利用できるレクリエーション施設（スポーツ）については3施設あります。なお、学習施設における見学内容等は、表1に示すとおりです。見学等施設の位置と各港湾緑地との位置関係をみると、各港湾緑地に近い施設の数は、浮島1期地区は3施設、ちどり公園は1施設、東扇島東公園、東扇島中公園、東扇島西公園、東扇島北公園、東扇島緑道は4施設、水江町緑地は3施設、塩浜係留護岸は4施設、末広物揚場は4施設、千鳥橋周辺緑地は4施設、白石町緑地及び大川町緑地は5施設です。

レクリエーション施設の3施設については、東扇島地区の川崎マリエンにテニスコート、ビーチバレーコート、体育館、トレーニング室等多様な施設が備わっている他、塩浜係留護岸に近い川崎ゴルフセンター（ゴルフ練習場）や入江崎温水プールがあります。

また、学校等（小・中・高・養護）の教育施設は、図1に示すとおり、産業道路を境界に市街地（川崎駅）側に30校程度、川崎港側に3校（川崎市立の四谷小学校と殿町小学校、県立大師高等学校）が存在しています。港湾緑地の中では、末広物揚場、塩浜係留護岸、千鳥橋周辺緑地が学校等施設に最も近いです。なお、資料収集は以下のホームページを参考としました。

- ① 川崎区ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/kawasaki/>)
- ② スタディーツーリズムの勧め 川崎観光情報ホームページ
(http://www.k-kankou.jp/study_tourism/index.html)
- ③ カワサキオンラインホームページ (<http://www.kawasakionline.jp/>)
- ④ かわさきエコ暮らし未来館ホームページ (<https://eco-miraikan.jp/>)
- ⑤ 花王㈱ホームページ (<http://www.kao.com/jp/>)

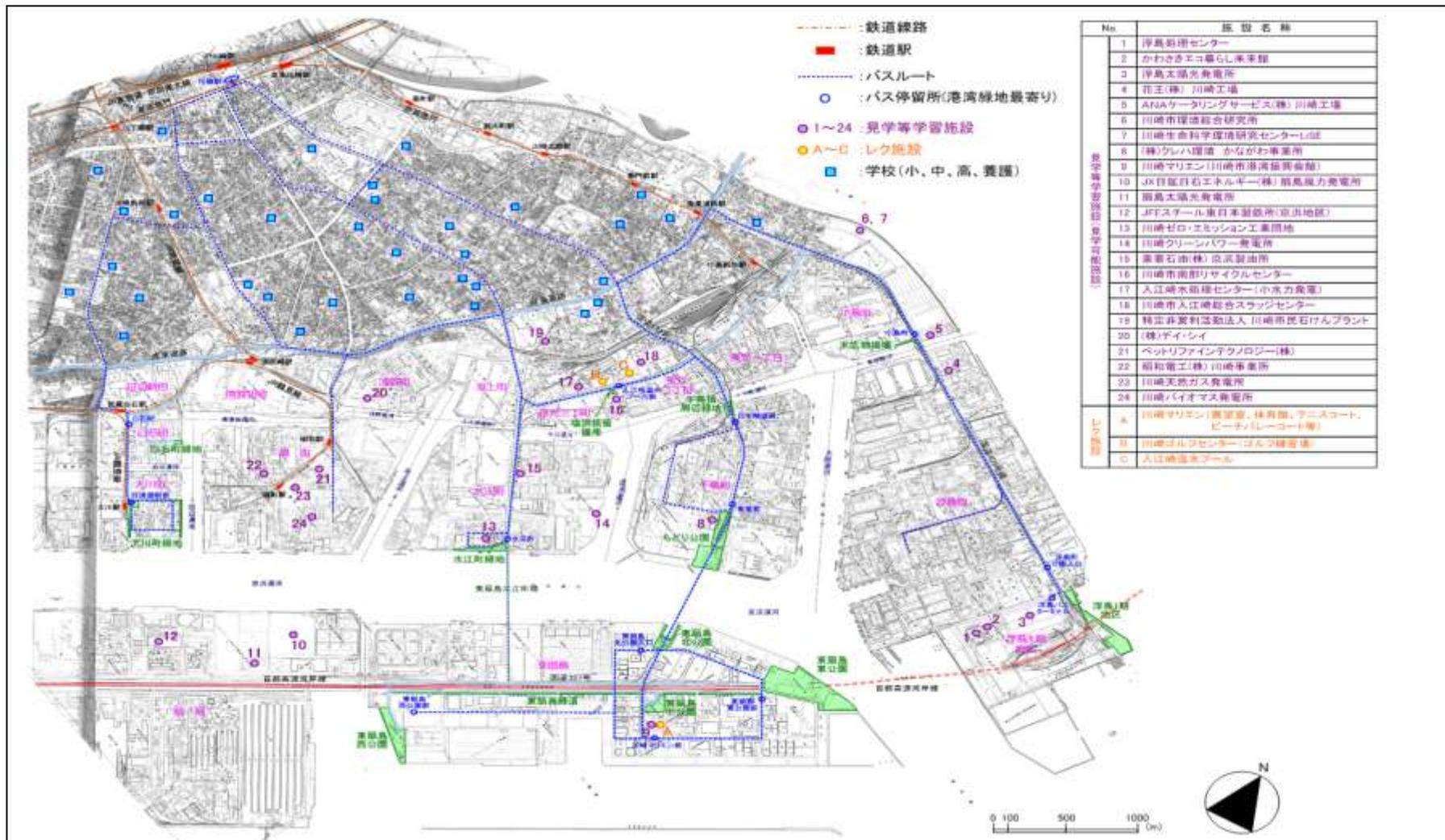


図1 港湾緑地周辺の見学等学習施設・レク施設等の分布状況

表 1(1) 川崎港内における見学等学習施設

No	施設名称	見学内容	周辺の緑地
1	浮島処理センター	浮島処理センター内の案内やごみ処理の流れ、ごみ発電のしくみ、粗大ごみ処理の流れなどを学習することができる。実際に設備や中央制御室の様子を見ることができ、かわさきエコ暮らし未来館と連携した施設見学も行っている。 見学は、基本的に団体を受け入れており、平日に実施している。	浮島 1 期地区
2	かわさきエコ暮らし未来館	地球温暖化、再生可能エネルギー、資源循環の 3 つのテーマを中心に、環境を守るためにはどうしたらよいのかを具体的に体験しながら楽しく学ぶことのできる施設であり、環境についての取組を学ぶことのできるガイダンスゾーンと 3 つのテーマについて見て・聞いて・触って学べる展示スペースがある。また、自由見学ではないものの、敷地内にある浮島太陽光発電所（メガソーラー）、浮島処理センターや資源化処理施設を見学することもできる。 見学は個人、団体ともに受け入れており、平日、休日ともに実施している。その他年 4 回、工作等を通じて環境について学ぶ、環境教室を実施している。	
3	浮島太陽光発電所	かわさきエコ暮らし未来館と連携し、定時ガイドツアー等の見学を行っており、自由見学ではないものの、発電所展望スペース及び構内を見学することができる。 見学日時等は、かわさきエコ暮らし未来館と同様である。	
4	花王(株)川崎工場	柔軟仕上剤、衣料用洗剤などの充填、包装ラインと自動倉庫を見学することができる。また見学は、団体を受け入れており、平日に実施している。	末広物揚場
5	ANA ケータリングサービス(株)川崎工場	普段見学することができない機内食が工場から飛行機に運ばれるまでの裏側や、徹底した衛生管理を学ぶことができる。 ※見学は企業による定期開催ではなく、川崎市等の企画による見学である。	
6	川崎市環境総合研究所	干潟生きもの観察会や野鳥観察会など環境総合研究所の目の前にある多摩川河口の干潟を活用した環境学習や、大人を対象として環境について学ぶ環境科学セミナー、オープンラボなど不定期ではあるが多くの環境学習会を開催している。	
7	川崎生命科学環境研究センター LiSE	川崎市環境総合研究所の他、健康安全研究所などで構成される複合施設であり、見学はグループ、団体を受け入れており、平日に施設見学会を実施している。	

表 1(2) 川崎港内における見学等学習施設

No	施設名称	見学内容	周辺の緑地
8	(株)クレハ環境 神奈川事業所	展示室に設置されている施設紹介のビデオや模型、 廃棄物に関する図書やパネルや、実際の破碎作業や 焼却炉等の運転操作状況などを見学することができる。 見学は、個人、団体ともに受け入れており、平日に 実施している。	ちどり公園
9	川崎マリエン (川崎市港湾振興 会館)	屋内にある川崎の海苔づくり資料館、マリエンシア ターがあり、展望室からは川崎港はもちろん、東京 湾、東京方面まで眺めることができ、浮島・扇島に 設置されている大規模メガソーラーや、扇島風力発 電所を眺めることができる。さらに、展望室に設置 された航空写真や案内タッチパネルから川崎港の現 状等を学ぶことができる。 また、公益社団法人 川崎港振興協会によるイベン トも開催されている。	東扇島東公園 東扇島中公園 東扇島西公園 東扇島北公園 東扇島緑道
10	JX 日鉱日石エネ ルギー(株) 扇島風力発電所	立地条件により直近での見学はできないが、風車の 状況については東扇島西公園や川崎マリエンから眺 望が可能である。	—
11	扇島太陽光発電 所	見学は団体を受け入れているが、定時ガイドツア ー等の実施はない。一方で、同じ川崎市及び東京電力 株式会社が建設した浮島太陽光発電所において定時 ガイドツアー等の見学を行っている。	—
12	JFE スチール東日 本製鉄所 (京浜地区)	明治45年日本鋼管(株)設立から現在のJFEに至 るまでの歴史のパネル展示、当時の作業用材料の紹 介などの展示や、実際に高品質の厚鋼板を作る工場 にて圧延工程を見学することができる。 見学は、団体を受け入れ、平日に実施されており、 毎年3月末に春休み見学会、7月末に夏休み見学会 が実施されている。	—
13	川崎ゼロ・エミッ ション工業団地	環境負荷の最小化を実現する新しい工業団地であ り、各企業がごみ処理廃棄物を可能な限り減らすと ともに、廃棄物を分別し、再資源化や燃料として活 用する、ごみ処理の最前線を見学できる。 見学は、団体を受け入れており、平日に実施してい る。	水江町緑地
14	川崎クリーンパ ワー発電所	天然ガスを燃料とした発電所であり、施設内の見学 会は定期的には実施されていない。	
15	東亜石油(株) 京浜製油所	原油、石油製品等のサンプルの展示や、石油精製設 備、防災設備、出荷設備等を見学できる。 見学は、団体を受け入れており、平日に実施してい る。	

表 1(3) 川崎港内における見学等学習施設

No	施設名称	見学内容	周辺の緑地
16	川崎市南部リサイクルセンター	川崎市南部リサイクルセンターは、空き缶、空き瓶、ペットボトルの受入れ、選別、プレス、搬出を行っており、一連の流れを見学できる。 ※見学は企業による定期開催ではなく、団体等の企画による見学である。	塩浜係留護岸
17	入江崎水処理センター (小水力発電)	「環境改善」、「エネルギー活用」、「資源循環」の3つの環境対策を柱とした下水高度処理施設であり、小水力発電設備等、施設の内部を見学できる。見学は、グループ、団体を受け入れており、平日に実施されている。	
18	川崎市入江崎総合スラッジセンター	市内4か所の水処理センターから発生する汚泥を受け入れ、集中焼却処理を行い、処理工程から発生する余熱エネルギーは、隣接する入江崎温水プールに活用している。施設の内部を見学できる。	
19	特定非営利活動法人川崎市民石けんプラント	使用済みの食用油を活用したリサイクル石けん「きなりっこ」の製造販売、バイオディーゼル燃料(BDF)製造を行っており、環境・福祉事業を実践している現場を見学できます。見学は、個人、団体ともに受け入れており、平日に実施されている。なお、見学は有料(団体1組3,000円～)である。	
20	㈱デイ・シイ	セメントになる製造工程を見学することができ、また、セメント工場では様々なリサイクル原燃料を使用しており、環境負荷低減が図られていることも見ることができる。見学は、団体を受け入れており、平日に実施している。	—
21	ペトリファインテクノロジー株式会社	使用済みペットボトルをペットボトル用樹脂に再生するリサイクル事業を行っており、リサイクルの説明パネル・行程サンプル・東洋製罐㈱グループの紹介パネル及びサンプルの展示や、日本で唯一のPRT方式ケミカルリサイクルについての詳しい説明があるとともに、施設内を見学することができる。見学は、団体を受け入れており平日に実施されている。	—
22	昭和電工㈱ 川崎事業所	使用済みプラスチックを貴重な資源として有効利用するリサイクル事業を行っており、破碎成形品、ガス化製品(アンモニア)を原料とした各種製品の展示や、収集された使用済みプラスチックを、破碎成形→ガス化→有用ガスの原料化に至るまでの工程をビデオ等で紹介し、一部設備見学することができる。見学は、個人、団体ともに受け入れており、平日に実施している。	—
23	川崎天然ガス発電所	高効率天然ガス発電施設であり、施設内を見学できる。※見学は企業による定期開催ではなく、川崎市等の企画による見学である。	—
24	川崎バイオマス発電所	建築廃材や剪定した枝などをチップ化したバイオマス燃料を使用したCO2フリーの発電所であり、施設内を見学できる。※見学は企業による定期開催ではなく、団体等の企画による見学である。	—

(2) 港湾緑地周辺の景観

① 川崎港の景観資源

川崎港及びその周辺には、海（東京湾）、河川（多摩川）、運河（京浜、大師、塩浜、池上、田辺など大小の運河）、工場、発電所（火力、風力、太陽光、バイオマスなど）、石油コンビナート、倉庫、港湾施設（ガントリークレーンなど）、飛行場（羽田空港）、船舶（コンテナ船、タンカー他、大小様々な船舶）、飛行機（羽田空港に離発着する飛行機）など、自然環境や人工物を含めた様々な景観資源となりうるものが存在しています。

また、夜になると、各工場の様々なプラントに明かりが灯る夜の景観が「日本五大工場夜景エリア（川崎市、室蘭市、四日市市、北九州市、周南市）」の1つとなっており、この工場夜景を楽しむため「工場夜景屋形船クルーズ」の定期運行や「はとバスツアー」も企画され人気となっています。

川崎港内の夜間景観が楽しめる地区とその地区における特徴について、「川崎工場夜景（一般社団法人川崎市観光協会ホームページ）」¹を参考に整理しました。（表2及び図2参照）

¹ 「川崎工場夜景」（一般社団法人川崎市観光協会 HP、http://k-kankou.jp/study_tourism/index.html）

表 2 (1) 川崎港夜間景観（夜景）の地区別の特徴

地区名	位 置	夜景の特徴
小島町 浮島町	北東に多摩川が流れ、東～東南方向は川崎浮島ジャンクションと東京湾、西南には「大師運河」と「末広運河」が位置する。浮島町と小島町の間には、「多摩運河」が流れ、浮島町と小島町を突き抜けるように、首都高速川崎線が殿町経由で大師ジャンクションまで続いている。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般車は進入できないため、このエリアの夜景は、京浜運河のクルージングまたは首都高速川崎線から楽しめる（駐停車不可）。 ・石油精製工場群のプラントに千鳥町エリアの工場群も加わりスケール感は日本トップクラスである。 ・「浮島町公園」が浮島ジャンクション付近にあり、多摩川に面しているため、対岸の羽田空港の夜景が主体となる。
千鳥町 夜光町	北東に「大師運河」、南東に「京浜運河」、北～南にかけて、「千鳥運河」「塩浜運河」と四方を運河に取り囲まれている。「大師運河」から「千鳥運河」を経て「塩浜運河」に行くには、屋形船等の低層の船しか抜けることができない。	<ul style="list-style-type: none"> ・主に「昭和電工」「日本触媒」「JX 日鉱日石エネルギー」「日本ポリエチレン」等のプラントの光が楽しめるエリアである。 ・千鳥橋上や道路沿いから工場群の光が見える場所もあるが、同エリアを周遊する「川崎工場夜景バスツアー（ホワイト・ベアーファミリー、はとバス）」や「川崎工場夜景屋形船クルーズ（長八海運）」で鑑賞する方がよい。 ・千鳥町内はもちろん、対岸の水江町の夜景を楽しむことができる。 ・京浜運河沿いには「ちどり公園」があるが、夜は人気がないため、夜間の利用は適していない。 ・夜光 1～2 丁目内は一般車進入不可のため、JX 日鉱日石エネルギーや旭化成のプラント群は千鳥町側から眺めることとなる。 ・ホワイト・ベアーファミリー、はとバスのツアーでは、小島町の「根本造船所」構内に特別に入れるため、末広運河越しの夜光 1 丁目のプラントや、遠く浮島町の夜景を楽しむことができる。
水江町 池上町 夜光 3 丁目	北東に「塩浜運河」、西水江バス停を境に北東に「水江運河」と「入江崎運河」、南西に「池上運河」、南東に「京浜運河」と四方を運河に取り囲まれている。水江町から水江運河を経た対岸に夜光 3 丁目。西水江バス停を境に西側に「池上町」。	<ul style="list-style-type: none"> ・水江町の南西半分は JFE スチール東日本製鉄所が占有している。 ・道路沿いの植栽により、工場夜景の視野は確保できない。よって、水江町北東の東亜石油京浜製油所のプラント群がメインの夜景となる。 ・夜光町も含めた夜景鑑賞については、同エリアを周遊する「川崎工場夜景バスツアー（ホワイト・ベアーファミリー、はとバス）」が利用できる。また、東亜石油京浜製油所は「川崎工場夜景屋形船クルーズ（長八海運）」を利用して、水上からパノラマ的に眺めることもできる。 ・水江町の東側は日東亜鉛、エリーパワー、木材開発などの工場群があるが、明かりのメインとしては日立造船入口バス停付近の物流基地である。池上町のほとんどは JFE スチール東日本製鉄所等が占有しており、一般の人は進入不可である。

表 2 (2) 川崎港夜間景観（夜景）の地区別の特徴

地区名	位 置	夜景の特徴
扇町 浅野町 南渡田町	最北東に「池上運河」、南西に「田辺運河」。北西は扇橋を境に、北東側に「浅野運河」、北西側に「南渡田運河」。南東に「京浜運河」と四方を運河に取り囲まれている。扇町には JR 鶴見線が走り、「昭和駅」、「扇町駅」がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・扇橋上から眺める昭和電工の夜景は有名。「川崎工場夜景屋形船クルーズ（長八海運）」では南渡田運河から鑑賞できる。 ・扇町内の道路沿いから工場群の光が見える場所もあるが、同エリアを周遊する「同クルーズ」で鑑賞する方がよい。 ・この地区内の象徴的な夜景は川崎天然ガス発電である。 ・扇町の周囲は工場が密集しているため、海上からの夜景鑑賞には向いているが、陸上からはアプローチできない。 ・工業団地が集中する浅野町や JFE スチール東日本製鉄所のある南渡田町では工場夜景は鑑賞できない。
大川町 白石町 田辺新田	最も横浜市側に位置。北東に「田辺運河」、南東に「京浜運河」、大川町と白石町の間には「白石運河」がある。横浜市鶴見区との境には「境運河」があり、四方が運河に取り囲まれている。大川町・白石町には JR 鶴見線が走り、「武蔵白石駅」、「大川駅」がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・工場夜景は大川町にある昭和電工がメインである。 ・他エリアと同様、ほとんどが工場の敷地のため、昭和電工のプラントの夜景を眺める場合は、田辺運河を航路とする「川崎工場夜景屋形船クルーズ（長八海運）」の利用がよい。 ・大川町の田辺運河沿いにはプロムナードがあるが夜間歩くには適していない。白石町・田辺新田も同様、道路沿いから垣間見える程度で、工場夜景を鑑賞できるポイントはない。
東扇島 扇島	北西に「京浜運河」、南東に「東京湾」。北東～南西にかけて長大な人工島である。東扇島、扇島を突き抜けるように首都高速湾岸線が走り、東扇島 IC がある。また、浮島町からは湾岸線・川崎航路トンネル、千鳥町からは川崎港海底トンネルで結ばれている。JFE スチール東日本製鉄所内に海底トンネルがあるが一般車は通行できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・東扇島の北東、浮島町の対岸に「東扇島東公園」、南西の扇島側には「東扇島西公園」が整備されている。どちらも整備状況が良く、湾岸沿いのデッキや小高い展望スペース（東扇島西公園）からは近隣の工場地帯が鑑賞できる。 ・「東扇島東公園」からの工場夜景は、浮島町の東燃化学、東燃ゼネラル石油等が中心である。 ・「東扇島西公園」からは、ナトリウム灯によるオレンジ光が有名な JFE スチール東日本製鉄所がメインである。 ・この両公園のほか、「川崎マリエン」（正式名称：川崎市港湾振興会館）の展望台（地上 50m、無料）はお薦めで、東京湾、鶴見つばさ橋、東京タワー、東京ゲートブリッジ、東京スカイツリー、羽田空港の夜景のほか、臨海部の工場地帯の夜景を遠目に鑑賞することができる。 ・東扇島内には「中公園」「北公園」もあるが、工場夜景鑑賞は難しい。 ・扇島は JFE スチール東日本製鉄所が占有しており、一般の人は立ち入ることができない。

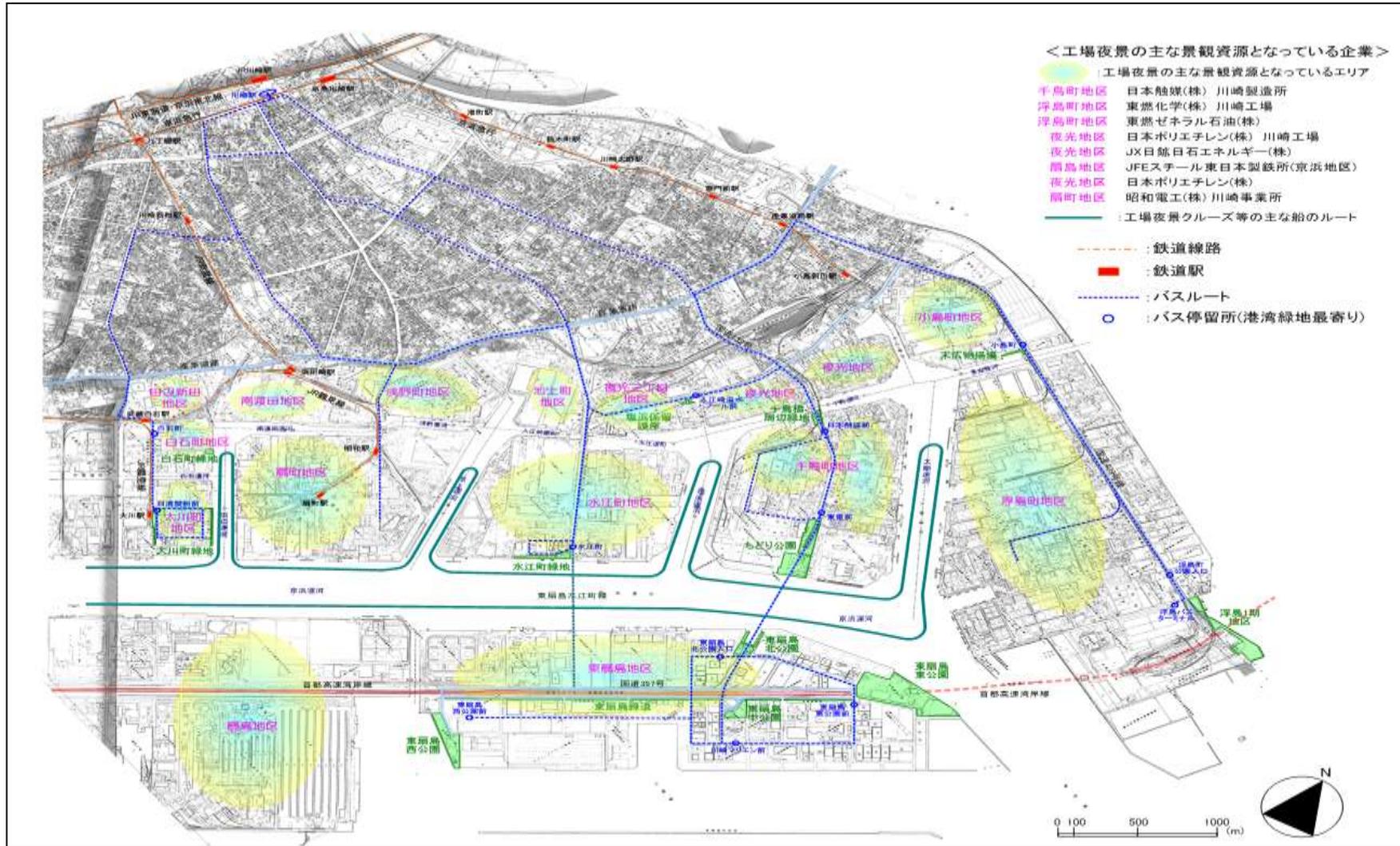


図 2 川崎港の主な夜間景観が楽しめる地区及び港湾緑地の位置と眺望景観確認位置

② 港湾緑地からの眺望景観

港湾緑地からの眺望景観（昼間、夜間）について、表 3 及び図 3 に示すとおり、「昼間」は、港湾緑地の日中の主要な景観の概況を整理し、夜間は、「工場夜景」に注目し、各港湾緑地から工場夜景がどのように見えるのかを中心に確認・整理しました。

表 3 (1) 港湾緑地からの主な眺望景観の状況

緑地名	調査時間	眺望景観の状況等	駐車場 (有・無)
浮島1期地区 (新規) ※浮島つり園より確認	○昼間 (主要景観の概況)	○ <u>浮島つり園</u> から、羽田空港D滑走路が前面に位置しており、飛行機の離発着を目の前に眺めることができる。特に、多摩川沿いのA滑走路に着陸する飛行機の姿を大きく見ることができる。また、D滑走路より東側には東京湾を挟んで千葉県側を遠景で確認することができる。	無 (新規緑地のため)
ちどり公園 (拡張)	○昼間 (主要景観の概況) ●夜間 (工場夜景等)	○ <u>護岸</u> から対岸の東扇島地区、扇島地区を180度眺めることができ、東扇島北公園(堀込部)を確認できる。京浜運河を航行する大小の船舶を眺めることができる。園内の <u>展望台</u> からはより高い位置から見ることができ障害物も少なくなり眺めが良くなる。特に浮島地区方向の眺めが良くなる。 ●夜間は護岸からは対岸の東扇島地区の大型倉庫や、東亜石油(株)のプラント等の工場夜景を眺めることができる。また、南西側には京浜運河を抜け横浜みなとみらい地区の夜景を遠景で確認できる。 <u>展望台</u> からはより高い位置からの眺めとなり昼間同様、浮島地区方向の眺めが良くなるとともに、公園西側の植栽の隙間から水江町の工場地帯の夜景も確認できるようになる一方で、植栽の影響で護岸から確認できた横浜みなとみらい地区などは確認できなくなった。	有(無料)
東扇島東公園 (既設)	○昼間 (主要景観の概況) ●夜間 (工場夜景等)	○ <u>憩いの丘(ヘリポート周辺)や潮風デッキ(ボードウォーク)</u> からは、対岸の浮島地区や千鳥町地区の工場や羽田空港を離発着する飛行機、京浜運河を航行する大小の船舶を眺めることができる。また、 <u>人工海浜とみさき広場(ボードウォーク)</u> からも対岸の浮島地区や千鳥町地区の工場や羽田空港を離発着する飛行機、京浜運河を航行する大小の船舶の他、遠景ではあるが東京湾越しに東京都や千葉県側の状況を確認することができる。 ●夜間は <u>憩いの丘</u> からは浮島地区の東燃ゼネラル石油(株)のプラント等、浮島地区、千鳥町地区の工場夜景を眺めることができ、 <u>潮風デッキ</u> では浮島地区や千鳥町地区の工場夜景に加え、ボードウォークの明かりが幻想的な情景をつくり、東京湾を挟んで東京都、千葉県側の明かりを確認できる。また、 <u>人工海浜やみさき広場</u> からは、浮島地区や千鳥町地区の工場夜景や羽田空港を離発着する飛行機が眺めることができるとともに、人工海浜周辺の明かりや、東京湾を挟んだ東京都、千葉県側の遠景の小さな明かりが相まって幻想的な情景となっている。	有(有料)

表 3 (2) 港湾緑地からの主な眺望景観の状況

緑地名	調査時間	眺望景観の状況等	駐車場 (有・無)
<p>東扇島中公園 (既設) ※夜間は川崎マリエン展望室より確認</p>	<p>○昼間 (主要景観の概況) ●夜間 (工場夜景等)</p>	<p>○東扇島中公園は運河等には面しておらず周囲はすべて高木による植栽で囲まれており周辺の景観を眺めることはできない。なお、川崎マリエンから公園入口付近からは植栽により公園内の様子は確認できない。(※現在は公園名称の標識が水素ステーション施設と重なり認識しにくい)。隣接する川崎マリエンの展望室からは、東扇島中公園の全景や東扇島地区のコンテナ埠頭や倉庫群、京浜工業地帯コンビナートや工場群、東京湾等、川崎港を含め 360 度眺めることができる。天候次第で富士山も眺めることができる。 ●<u>川崎マリエンの展望室からの夜間の景観は</u>工場夜景を含め東京都側、千葉県側を含め 360° の夜景を楽しむことができる。</p>	<p>有 (川崎マリエン駐車場：有料)</p>
<p>東扇島西公園(既設)</p>	<p>○昼間 (主要景観の概況) ●夜間 (工場夜景等)</p>	<p>○園内の展望台(2カ所)や釣り護岸から、対岸の JFE スチール(株)の工場、東京湾、東扇島地区のコンテナターミナル等を広く見渡すことができる。また、東京湾を航行するコンテナ船など大型の船舶を眺めることができるのが特徴である。 ●夜間は<u>園内の展望台や釣り護岸からは</u>、対岸の扇島地区の JFE スチール(株)の工場夜景を眺めることができる。この夜景はオレンジがかった色で、運河部の白色がかった工場夜景とは違った雰囲気となっている。さらに、遠景で小さいものの東京湾を挟んだ千葉県側の明かりも確認することができる。また、展望台からは、東扇島地区のコンテナターミナル(クレーン等)の明かりもみることができる。</p>	<p>有(有料)</p>
<p>塩浜係留護岸(新規)</p>	<p>○昼間 (主要景観の概況) ●夜間(工場夜景等)</p>	<p>○<u>最寄りのバス停や護岸から</u>、対岸の大同特殊鋼(株)川崎工場等の工場を眺めることができる。運河、川崎市の施設、道路(交通量が多い)に囲まれた空間で道路を走行する車の音はあるものの、大きな建物等による圧迫感はない。 ●夜間は、対面の大同特殊鋼(株)川崎工場等の工場夜景を眺めることができる。また遠景ではあるが運河越しに千鳥町地区の夜景を確認できる。</p>	<p>無 (新規緑地のため)</p>
<p>末広物揚場(新規)</p>	<p>○昼間 (主要景観の概況)</p>	<p>○護岸から運河越しに対岸の浮島町地区や遠景で千鳥町地区の工場を眺めることができる。運河、企業、道路(国道 409 号)に囲まれた空間で企業活動に伴う音や国道を走行する車の音はあるものの、企業等の建物による圧迫感はない。</p>	<p>無 (新規緑地のため)</p>

表 3 (3) 港湾緑地からの主な眺望景観の状況

緑地名	調査時間	眺望景観の状況等	駐車場 (有・無)
東扇島北公園 (既設)	○昼間 (主要景観の概況) ●夜間 (工場夜景等)	○ <u>公園からは</u> 、公園内の植栽により運河部を見渡すことができない。 <u>堀込部の護岸からは</u> 、対岸の水江町地区、千鳥町地区の工場やちどり公園等を眺めることができる。堀込部は運河と港湾道路の間に挟まれた空間で広さはないが企業等の建物による圧迫感はない。 ●夜間は、対岸の千鳥町地区に位置する JX 日鉱日石エネルギー(株)等の工場夜景を遠景に眺めることができる。	有 (使用中止)
白石町緑地 (既設)	○昼間 (主要景観の概況)	○運河側は植栽が密集した状態であり、緑地を利用しながら運河を眺めることはできない。	無
大川町緑地 (既設)	○昼間 (主要景観の概況)	○ <u>運河沿いの緑道から</u> 、対岸の扇町地区や扇島地区に位置する風車を眺めることができるが、企業等の建物と運河に挟まれた空間であり建物による圧迫感がやや感じられ、企業活動に伴う音もあり、ゆっくりと景観を楽しむための空間とはなっていない。 <u>昭和電工側の緑地からは</u> 、昭和電工(株)の道路沿いの配管等があり工場を眺めることはできない。現状は人が立ち入ることはできず緩衝緑地となっている。	無



図 3(1) 港湾緑地からの眺望景観（浮島1期地区、末広物揚場、塩浜係留護岸、ちどり公園）

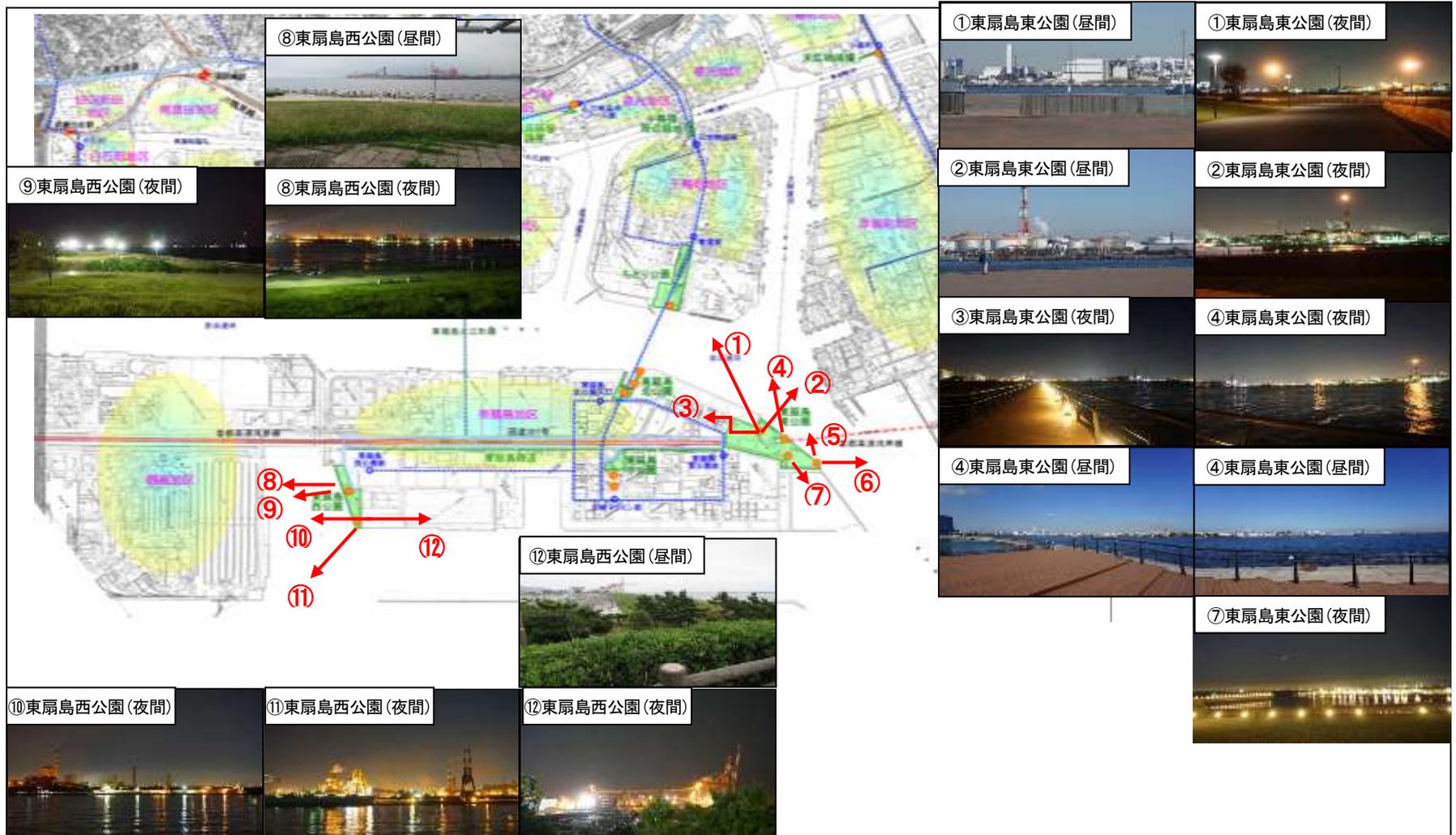


図 3(2) 港湾緑地からの眺望景観 (東扇島東公園、東扇島西公園)



図 3(3) 港湾緑地からの眺望景観（東扇島中公園（川崎マリエン）、東扇島北公園、白石町緑地、大川町緑地）

(3) 川崎港周辺の水生生物の生息状況

川崎港内の港湾緑地前面水域（浮島つり園、ちどり公園、東扇島東公園、東扇島西公園）において実施された水生生物の調査から、イソギンチャク目（刺胞動物）やアカニシ、レイシガイ、イボニシ、ムラサキイガイ、ミドリイガイ、マガキ（軟体動物）、イッカククモガニ、イシガニ（節足動物）、マナマコ（棘皮動物）、シロボヤ（原索動物）、メバル、アイナメ、ウミタナゴ、ネズッコ科、アカオビシマハゼ、ハゼ科、カレイ科（脊椎動物）等が確認されています。（表 4 参照）

※「川崎港の公園周辺の生き物」（川崎市環境局）より抜粋



図 4 環境調査（水生生物調査）位置図

表 4 港湾緑地の前面水域で確認された主な生物

刺胞動物	軟体動物	
 イソギンチャク目	 アカニシ	 イボニシ
軟体動物		節足動物
 ムラサキイガイ	 ミドリイガイ	 イッカククモガニ
節足動物	棘皮動物	原索動物
 イシガニ	 マナマコ	 シロボヤ
脊椎動物		
 メバル	 アイナメ	 ウミタナゴ
脊椎動物		
 ネズッコ科	 アカオビシマハゼ	 カレイ科

川崎港緑化基本計画
平成28年9月

港湾局港湾経営部経営企画課

TEL 044(200)3070

FAX 044(200)3981

E-mail 58keiki@city.kawasaki.jp